

令和2年3月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年（ネ）第164号 損害賠償請求控訴事件（原審：福島地方裁判所いわ
き支部平成24年（ワ）第213号、同平成25年（ワ）第131号）

令和元年11月12日口頭弁論終結

判 決

控訴人兼被控訴人（第1審原告） 早 川 篤 雄 ほか

（第1審原告及び承継人は、別紙1原告目録のとおり）

同訴訟代理人弁護士 小野寺 利 孝

広 田 次 男 鈴 木 堯 博

米 倉 勉 笹 山 尚 人 ほか

（原告ら訴訟代理人は、別紙2原告代理人目録のとおり）

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

被控訴人兼控訴人（第1審被告、以下「被告」という。）

東京電力ホールディングス株式会社

同代表者代表執行役 小早川 智 明

同訴訟代理人弁護士 田 中 清

青 木 丈 介 小 谷 健太郎

川 見 唯 史 棚 村 友 博

田 中 秀 幸 青 木 翔太郎

同復代理人弁護士 三 森 健 司 堀 口 拓 也

森 倫 洋 鯉 渕 健

（注：使用する略語・用語は、基本的に原判決の例による。）

主 文

1 別紙3認容額一覧表「追加認容額」欄に金額の記載がある原告らの控訴に基づき、原判決主文3項中、同原告らに係る部分を次のとおり変更する。

(1) 被告は、別紙3 認容額一覧表「追加認容額」欄に金額の記載がある原告らに対し、一番認容額のほかに更に、同欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

(2) 上記原告らのその余の予備的請求を棄却する。

2 被告の控訴に基づき、原判決主文2項及び3項中、原判決別紙3「認容額等目録」原告番号77-1ないし77-5の原告らに係る部分を次のとおり変更する。

(1) 被告は、原告■■■■(77-1)、原告■■■■(77-2)、原告■■■■(77-3)、原告■■■■(77-4)及び原告■■■■(77-5)に対し、それぞれ525万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 上記原告らのその余の予備的請求を棄却する。

3 第1項の原告らのその余の控訴、その余の控訴人である原告らの控訴及び第2項の原告らを除く被控訴人である原告らに対する被告の控訴をいずれも棄却する。ただし、原判決主文2項中、原判決別紙3「認容額等目録」原告番号54-4-1ないし54-4-4の原告らに係る部分は、当審における訴えの取下げにより効力を失い、同原告番号54-4-5の原告に係る部分は、当審における訴訟承継及び訴えの一部取下げにより次項のとおりに変更された。

4 被告は、原告亡■■■■承継人■■■■(54-4-5)に対し、405万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 訴訟費用は、第1項及び第2項の原告らと被告との間においては、第1、2審を通じてこれを10分し、その1を被告の負担とし、その余を同原告らの負担とし、その余の原告らと被告との間においては、控訴人である原告らの控訴費用は同原告らの負担とし、被告の控訴費用は被告の負担とする。

6 原判決主文2項(ただし、本判決主文2項及び3項ただし書に係る部分を除く。)並びに本判決主文1項(1)、2項(1)及び4項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

1 原告ら

(1) 原判決中、別紙 3 認容額一覧表記載の控訴人である原告らの後記(2)の金員の請求を棄却した部分を取り消す。

(2) 被告は、前項の原告らに対し、一審認容額のほかに更に、別紙 3 認容額一覧表「控訴額」欄記載の各金員及びこれに対する平成 23 年 3 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員をそれぞれ支払え。

2 被告

原判決中、別紙 3 認容額一覧表記載の被控訴人である原告らの請求を認容した部分を取り消し、取消部分に係る同原告らの請求をいずれも棄却する。

第 2 事案の概要

1 争いのない事実

(1) 福島第一原子力発電所の事故の発生とその原因

平成 23 年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖地震により発生した津波により、福島県双葉郡双葉町及び大熊町に被告が設置・運営していた福島第一原子力発電所において、大量の放射性物質が大気中に放出されて拡散する原子力事故が発生した。

本件事故の直接の原因は、地震により外部電源からの給電が停止したため起動した非常用ディーゼル発電機が、地震により発生した津波による発電所敷地の浸水により機能を喪失したことにあり、これにより原子炉の冷却機能が完全に失われたため、1 号機、3 号機及び 4 号機において水素爆発が発生して原子炉建屋が損傷し、大量の放射性物質が大気中に放出されて拡散したものである。

(2) 原告らの福島県浜通りの居住地からの避難

原告らは、別紙 4 原告基本情報等の避難前住所のとおり、福島県浜通りの南相馬市原町区、小高区、双葉郡浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、川内村に居住し、本件事故発生後に避難した者又はその親族であり、訴えを提起した

原告201名と訴え提起後に死亡した7名の相続人として原告の地位を承継した者である。

原子力災害対策特別措置法に基づき、本件事故による原子力災害から生命又は身体を保護する措置がとられ、原告らは居住地により、別紙4原告基本情報等の避難指示区分のとおり、居住地が帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域に指定され、避難指示を受けるなどした。

これらの避難指示は、別紙4原告基本情報等の避難指示解除日のとおり、南相馬市原町区、広野町及び川内村の緊急時避難準備区域が平成23年9月30日に解除され、楢葉町の避難指示解除準備区域が平成27年9月5日、南相馬市小高区の避難指示解除準備区域及び居住制限区域が平成28年7月12日、浪江町の避難指示解除準備区域と居住制限区域が平成29年3月31日、富岡町の居住制限区域が平成29年4月1日にいずれも解除されたが、浪江町、双葉町及び大熊町にある帰還困難区域は、避難指示が出されたまま今もなお帰還できない状況である。

現在までに、原告らのうち、[REDACTED]、[REDACTED]（1-1～2）、[REDACTED]（7-1～2）、[REDACTED]（29）、[REDACTED]（33-1～2）、[REDACTED]（72-1～2）、[REDACTED]（76、[REDACTED]）、[REDACTED]（80）の11名が楢葉町に戻り、[REDACTED]（21）、[REDACTED]（31-1～2）、[REDACTED]（48-1～4）、[REDACTED]（67）、[REDACTED]（68-1～4）の12名が広野町に戻り、[REDACTED]（38-2）が川内村に戻っている。

(3) 被告の損害賠償責任と賠償金の支払

被告は、本件事故により放射性物質が拡散したことにより生じた原告らの損害（原子力損害）について、被告の過失の有無に関わりなく、原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づく損害賠償責任がある。

被告は、原子力損害賠償紛争審査会が、原賠法18条2項2号に基づき本件事故による原子力損害の範囲の判定等に関して策定した中間指針（第四次追補までを含

む。)に従い、原告らに対し、別紙4原告基本情報等の第2表のとおり避難生活に伴う慰謝料、財物損害、その他の費目について賠償金を支払い、同第3表の被告主張額のとおり賠償義務があることを認めている。

そのうち避難生活に伴う慰謝料の支払の原則は、本件事故当時に原告らが生活の本拠を有していた地域の避難指示の程度により次のとおりとなっている。

ア 帰還困難区域

1450万円(①750万円、月額10万円×平成23年3月から平成29年5月までの75か月、②700万円、避難長期化慰謝料)

イ 居住制限区域又は避難指示解除準備区域であった地域

850万円(月額10万円×平成23年3月から平成30年3月までの85か月(避難指示解除の時期を問わず、最終の避難指示解除時である平成29年4月1日までの期間に相当期間1年を加えた期間))

ウ 緊急時避難準備区域であった地域

180万円(月額10万円×平成23年3月から平成24年8月までの18か月)

以上の原則のほか、被告は、避難生活に伴う慰謝料として、別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の各備考のとおり、避難所等における避難生活による増額(月額2万円)、要介護者等への増額、ペットとの離別慰謝料、自主的避難に係る損害、緊急時避難準備区域であった地域における避難生活等に関連した学校生活等における精神的損害35万円(平成24年9月から平成25年3月までの7か月×月額5万円)などの支払義務を認め、これらを支払っている。

2 本件控訴について

(1) 原告らの一審における請求

原告らは、主位的に民法709条、予備的に原賠法3条1項に基づき、原判決別紙6原告基本情報等の第3表の原告主張額の損害の賠償とこれに対する本件事故の日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

請求額は、各原告につき、①避難生活に伴う慰謝料(避難生活における日常生活

阻害による精神的損害の賠償、避難慰謝料ともいう。)、②ふるさと喪失慰謝料(地域生活利益を喪失したことによる有形、無形の損害と精神的苦痛の賠償、故郷喪失・変容慰謝料ともいう。)、更に一部の原告につき、③財物損害(住宅・家財)の賠償を加えた合計から既払金を控除して弁護士費用を加えた額である。

慰謝料請求額は、原則として一律に次のとおりである。

① 避難生活に伴う慰謝料 3800万円(月額50万円×平成23年3月から避難元への帰還の有無に関わらず平成29年6月までの76か月、ただし障害者は月額70万円として最大5320万円、避難生活をしていない原告(60-3、)を除く。)

② ふるさと喪失慰謝料 2000万円

(2) 原審の判断

原審は、原賠法3条1項に基づく予備的請求について、次のとおり原告らの請求を一部認容した。

慰謝料については、原告らが主張する故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の全ての要素を包括的・総合的に評価して、原告らの本件事故発生前の生活状況と本件事故発生後の生活状況とを比較し、地域社会の喪失・変容及び避難に伴う生活阻害の有無や程度を判断して、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料額を認定すべきであるとした上で、特段の事情がない限り、本件事故当時に原告らが生活の本拠を有していた地域の避難指示の程度により、1人当たり、次のとおりの慰謝料額を認めた。

① 帰還困難区域 1600万円

② 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 1000万円

③ 緊急時避難準備区域 250万円

被告が支払義務を認め、一部の原告らに支払済みの賠償金(帰還困難区域1450万円、居住制限区域又は避難指示解除準備区域850万円、緊急時避難準備区域180万円)を除くと次のとおりとなる。避難所等における避難生活、要介護者等、

学校生活等、原告らの個別の事情に応じて増額して被告が賠償金を支払った場合は、既払金と同額の慰謝料の増額を認めて既払金を控除したため、既払金を控除した額はこれと同じである。

- ① 帰還困難区域 150万円
- ② 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 150万円
- ③ 緊急時避難準備区域 70万円

財物損害については、被告が賠償額として認めている限度を超える損害が発生しているとは認められないとして、原判決別紙6原告基本情報等の第3表の被告主張額の財物損害を認めた。

原審は、下記原告を除き、上記慰謝料及び財物損害の合計から既払金を控除し、弁護士費用（財物損害の認容額に関わらず、①、②につき15万円、③につき7万円）を加えた損害の賠償とこれに対する本件事故の日からの遅延損害金の支払を求める予備的請求を認容し、主位的請求とその余の予備的請求を棄却した。財物損害以外の認容額は、次のとおりである。

- ① 帰還困難区域 165万円
- ② 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 165万円
- ③ 緊急時避難準備区域 77万円

原告■■■■（20-3）については、いわき市の入院先を生活の本拠としていたとして、被告が認める8万円を超える額の慰謝料が認められないと判断し、同額の限度で請求を認容した。

原告■■■■（37）については、単身赴任していた富岡町に所在する会社の寮に生活の本拠があったが、本件事故発生当時、茨城県東海村に出張勤務し、翌日以降は同村の会社の寮に居住していたことなどを総合的に考慮し、慰謝料額は被告の既払分150万円を超えないと判断して、財物損害のみ請求を認容した。

原告■■■■（60-3）及び原告■■■■（82-7）については、本件事故発生当時、神奈川県綾瀬市又は富山県富山市に生活の本拠を有していたとして慰謝

料は認められないと判断し、いずれも請求を棄却した。

(3) 原告らの控訴

控訴人である原告らは、原審が主位的請求及び予備的請求の慰謝料請求を棄却した部分の一部を不服として控訴した。

上記原告らは、本件控訴において、別紙4原告基本情報等の第3表の原告主張額のとおり、原則として、一審認容額及び被告が支払義務を認めている慰謝料額を超える部分の慰謝料として、更に一律に、①避難生活に伴う慰謝料420万円、②ふるさと喪失慰謝料500万円の支払を求める。上記合計920万円に弁護士費用92万円を加え、一審認容額を除くと、控訴審において追加で支払を求める額は、原則として次のとおりとなる。

- ① 帰還困難区域 847万円
- ② 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 847万円
- ③ 緊急時避難準備区域 935万円

ただし、避難生活に伴う慰謝料の請求を棄却した部分について、原告(20-3)の不服はなく、原告(82-7)は、15万円(1か月分の避難慰謝料50万円の一部)のみ控訴審において追加で支払を求める額とする。

財物損害の請求を棄却した部分は、原告(2)、原告(37)、原告(38-1)、原告(51-1)のみが原審の判断を不服とし、別紙4原告基本情報等の第3表の原告主張額のとおり、財物損害と弁護士費用を加えた額を控訴審において追加で支払を求める額とする。

(4) 被告の控訴

被告は、原告(20-3)を除き、その他の原告らの請求を原審が一部認容した部分を不服として控訴した。ただし、被告は、別紙4原告基本情報等の第3表の被告主張額の支払義務は認めている。

3 事実及び争点の概要

前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張、判断の基礎となる認定事実は、

以下のとおり補足し、別紙5原判決補正一覧（原判決引用部分の補正は、以下すべてこの補正一覧による。）のとおりに補正するほかは、原判決第2章第2節、第3節、第3章第2節（ただし、第6款を除く。後記第5参照。）のとおりであります。

4 原告の死亡による承継

訴え提起後に死亡した原告7名の相続及び訴訟承継は、原判決摘示のほか、次のとおりであります。

■が令和元年5月30日に死亡し、その権利義務を原告亡■承継人■（9-1-1）が全部相続し、訴訟を承継した。

■が平成30年2月12日に死亡し、原告亡■承継人■（13-4-1）が2分の1、同■（13-4-2）、同■（13-4-3）、同■（13-4-4）が各6分の1の割合で亡■の権利義務を相続し、訴訟を承継した。

亡■承継人ら（原審原告番号54-4-1ないし54-4-5）の間の遺産分割協議により、原告亡■承継人■（54-4-5）が亡■の権利義務を全部相続し、他の承継人らの訴訟を当審において承継した（手続上は、他の承継人らが訴えを取り下げ、原告亡■承継人■（54-4-5）が請求の趣旨及び控訴の趣旨を拡張した。）。なお、同原告は、当審において財物損害に係る部分の訴えを取り下げた。

■が平成27年11月3日に死亡し、その権利義務を原告亡■承継人■（55-2-1）が全部相続し、訴訟を承継した。

■が平成29年8月9日に死亡し、原告亡■承継人■（66-2-1）が2分の1、同■（66-2-2）、同■（66-2-3）及び同■（66-2-4）が各6分の1の割合で亡■の権利義務を相続し、訴訟を承継した。

5 当審における当事者の補充主張（要旨）

(1) 原告らの主張

ア 原告らの精神的損害（慰謝料）について

本件における被侵害利益（保護法益）は、人格権に位置付けられる「包括的生活利益としての平穏生活権」、即ち「地域社会において平穏な生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む。）、財産権を包摂する「包括的生活利益」を享受する権利」と定義される人格権である。本件では、特に「平穏な日常生活を送る生活利益」の侵害を中核とする損害（避難慰謝料）と「包括的生活利益」を享受する権利の侵害を中核とする損害（故郷喪失慰謝料）が問われている。

このうち、「故郷喪失慰謝料」は本件事故前に享受できていた利益を喪失したことによる損害であり、「避難慰謝料」は本件事故により新たに発生した損害であるから、別個の損害項目としてそれぞれに損害額を算定すべきである。また、「故郷喪失慰謝料」は、精神的苦痛（狭義の慰謝料）にとどまらず、包括的生活利益の喪失による有形・無形の財産的損害を含むものである。

そして、包括的生活利益の喪失は不可逆的で回復不能な損害であり、避難指示等の解除によって回復するものではない。

イ 慰謝料の増額要素について

慰謝料の増額要素としては、被告に故意又はこれと同視すべき重過失がある場合に限られず、被告の行為態様についてのあらゆる事情が考慮されるべきである。

(2) 被告の主張

ア 原告らの精神的損害（慰謝料）について

原告らは、精神的損害を「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」とに分けて賠償請求するものの、これらの精神的苦痛を基礎づける要素として原告らが主張する事情は重複し、又は相互に密接に関連し合うものであって、被侵害利益は共通するものであるから、これらの損害項目を分けて別々に損害額を算定する必要はない。むしろ、同一の要素を損害として二重評価することを避けるためにも、これらの損害項目を分けることなく精神的損害を把握し、損害額を算定すべきである。

イ 慰謝料の認定方法について

原告らの本件事故発生前後の生活状況は、それぞれの生き方や信条、心身の状態、年齢、境遇、社会的立場、人間関係等を背景にして、かつ、具体的な避難等の様子を前提にして多種多様であるから、原告ら各自が被った精神的苦痛の程度には大きな幅がある。したがって、それを踏まえて慰謝料額を算定した上、被告による既払金を超えて賠償を認めるべき慰謝料が存するかどうかを個別に判断すべきである。

ウ 精神的損害に対する被告の賠償基準の合理性について

被告は、原賠法18条の「一般的な指針」として定められた中間指針等を踏まえ、精神的損害に対する賠償額を提示している。

避難等対象者の精神的損害は本来個別性が大きいものであるが、中間指針等は、自主的な紛争解決を促進するために避難等対象者のうち多数の精神的損害を慰謝するに足りる水準の避難慰謝料を典型的に定めたものであって、避難慰謝料の最低限の基準を定めたものではない。また、中間指針等が裁判外での解決において避難等対象者に広く受け入れられていることから、中間指針等の内容は、裁判手続においても法規範に準ずる規範として最大限考慮され、尊重されるべきである。

第3 当裁判所の判断の要旨

1 骨子

(1) 原告らの控訴について

当裁判所は、慰謝料の算定にあたり、原子力発電所における水素爆発による大量の放射性物質の拡散という重大な事故により、①深刻な放射線被害の具体的な危険に直面し、突然住み慣れた生活を失って避難せざるを得なくなった精神的苦痛、②更に長期間の避難生活の継続を余儀なくされた精神的苦痛、③故郷が喪失又は変容してしまった結果として地域社会における共同生活の利益を失ったことによる有形、無形の損害ないし精神的苦痛をそれぞれ考慮することにより、居住制限区域又は避難指示解除準備区域から避難した原告125名（死亡した者を含む。）には、原審が認めた1000万円より100万円多い1100万円の慰謝料を認めて弁護士費用

10万円を加えた差額110万円の請求を一審認容額に更に追加して認め、緊急時避難準備区域から避難した原告21名には、原審が認めた250万円より50万円多い300万円の慰謝料を認めて弁護士費用5万円を加えた差額55万円の請求を更に追加して認めるのが相当であると判断する。

控訴審における追加認容額の総額は、上記146名の原告ないし死亡した原告の承継人に対し、1億4905万円となる。既払金の少ない原告1名の損害額の算定に誤りがあり、その追加認容額90万円を加えると1億4995万円となる。

帰還困難区域から避難した原告らに対する慰謝料は、上記の事情とりわけ本件事故により故郷を喪失したことを更に考慮しても、当審においても、原審が認めた1600万円の慰謝料がやはり相当であると判断する。

上記判断の例外となる原告らの慰謝料及び一部の原告らの財物損害についての原審の判断は相当である。

(2) 被告の控訴について

被告の控訴は、原判決後の既払金がある原告らに対し、その分の減額を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

2 慰謝料算定の内訳について

(1) 帰還困難区域 1600万円

① 避難を余儀なくされた慰謝料 150万円

② 避難生活の継続による慰謝料 850万円

月額10万円×平成23年3月から平成30年3月までの85か月（期間中に死亡した者も同額とする。）

③ 故郷の喪失による慰謝料 600万円

(2) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 1100万円

① 避難を余儀なくされた慰謝料 150万円

② 避難生活の継続による慰謝料 850万円

月額10万円×平成23年3月から平成30年3月までの85か月（期間中に死

亡した者や帰還した者も同額とする。)

③ 故郷の変容による慰謝料 100万円

(3) 緊急時避難準備区域 300万円

① 避難を余儀なくされた慰謝料 70万円

② 避難生活の継続による慰謝料 180万円

月額10万円×平成23年3月から平成24年8月までの18か月

③ 故郷の変容による慰謝料 50万円

第4 不法行為に基づく主位的請求について

当裁判所も、原判決第3章第1節1、2の説示のとおり、本件事故による損害について、民法709条に基づき不法行為による損害賠償を求める原告らの主位的請求は、原賠法3条1項による損害賠償責任があることに争いのない損害について、同項により適用が除外されている民法709条の不法行為の規定に基づく損害賠償を求めるものであるから、その余の点について判断するまでもなく、理由がないものと判断する。

原賠法3条1項による原子力事業者の損害賠償責任は、原子炉の運転等との間に相当因果関係が認められる損害の全部について認められ、その責任を制限する内容の規定がない。したがって、原賠法3条1項により民法709条の規定の適用が除外されると端的に解釈することは、実質的にみても、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、被害者の保護を図るという原賠法1条の目的に沿った合理的な制度設計となっているといえる。

第5 避難後の地域の状況について

証拠及び弁論の全趣旨により、以下の事実が認められる。

1 南相馬市

(1) 空間放射線量の推移

空間線量率の測定結果は、以下のとおり（単位は $\mu\text{Sv}/\text{時}$ 、測定高は100cm、以下各町村とも同じ。）。(乙B94、136、148、168、169、203、2

04)

ア 南相馬市小高区（小高区役所）

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	0.156
平成25年 9月30日	0.123
平成26年 9月30日	0.101
平成27年 9月30日	0.086
平成28年 9月30日	0.07
平成29年 9月28日	0.06
平成30年 9月28日	0.056
令和 元年 8月21日	0.056
令和 元年11月 1日	0.055

イ 南相馬市原町区（南相馬市役所（旧原町区役所））

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	0.345
平成25年 9月30日	0.257
平成26年 9月30日	0.195
平成27年 9月30日	0.15
平成28年 9月30日	0.116
平成29年 9月28日	0.094
平成30年 9月28日	0.098
令和 元年 8月21日	0.095
令和 元年11月 1日	0.093

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部

被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計4385人の南相馬市民について、預託実効線量が1 mSv以上の被検査者はいなかった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった南相馬市民2万6013人について、1 mSv未満が1万9128人、1 mSv以上2 mSv未満が6222人、2 mSv以上3 mSv未満が513人、3 mSv以上4 mSv未満が99人、4 mSv以上5 mSv未満が35人となり、約99.9%の対象者が5 mSv未満である。

(3) 除染の状況（乙B95、137）

ア 環境省は、平成24年4月、南相馬市の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定め、平成25年12月、その一部を改定した。同計画は、平成23年12月13日時点で警戒区域又は計画的避難区域であった区域を対象としている。政府による除染は、平成25年8月26日以降、避難指示解除準備区域を中心とした区域から実施され、平成29年3月に完了した。

イ 南相馬市は、平成23年11月に「南相馬市除染計画（第一版）」を、平成25年1月に「南相馬市除染実施計画（第二版）」を（ただし、同年6月に改定）、平成26年1月に「南相馬市除染実施計画（第三版）」を、平成27年3月に「南相馬市除染実施計画（第四版）」を、平成29年3月に「南相馬市除染実施計画（第五版）」を、平成30年5月に「南相馬市除染実施計画（第六版）」を策定した。南相馬市による除染は、政府が除染等を実施する除染特別区域を除いた南相馬市内全域（特定避難勧奨地点を含む。）を対象としている。「南相馬市除染実施計画（第六版）」では、生活圏において、平成30年3月末日までに再汚染や取り残し等の除染の効果が維持されていない箇所のフォローアップ除染を実施すること等を定めている。

(4) 人口動態（甲A555、556、乙B79、97、122、205）

平成23年3月11日時点の住民登録者数が7万1561人（小高区：1万2842人、鹿島区：1万1603人、原町区：4万7116人）であったのに対し、令和元年10月1日時点の現住人口は5万3683人、令和元年9月30日時点の

住民登録者数は5万9949人（小高区：7524人、鹿島区：1万0448人、原町区：4万1977人）である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で5606人（福島県内：1969人、福島県外：3637人）であったが、平成30年4月1日時点では3654人（福島県内：2852人、福島県外：802人）である。

(5) 復興の状況（甲A755、乙B98、171、172）

ア 公共サービス

南相馬市は、南相馬市役所(旧原町区役所)において業務を継続している。また、南相馬市小高区役所も業務を再開している。平成25年度までに、主要道路、上下水道などの公共インフラは、おおむね復旧した。

JR常磐線は、平成29年4月に小高駅－浪江駅間で運行を再開し、これにより仙台駅－浪江駅間の運行が再開済みである。また、平成29年10月からJR常磐線浪江駅－富岡駅間の列車代行バスが運行を開始し、平成27年4月から南相馬－東京方面の高速バスが運行を開始した。

イ 商業施設

南相馬市原町区内では、一部の店舗を除いて営業を再開している。

南相馬市小高区内では、東町エンガワ商店、飲食店6店舗、コンビニエンスストア3店舗、魚屋、帽子カバン店、衣料品店、本屋等が営業を再開したほか、ガソリンスタンド、理美容室等の一部も営業を再開し、平成30年12月には公設民営商業施設「小高ストア」が営業を開始した。また、あぶくま信用金庫、小高郵便局、飯崎簡易郵便局、東邦銀行、JAふくしま未来小高総合支店、同福浦支店が営業を再開した。

ウ 教育施設

幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校は運営を再開した。ただし、幼稚園、保育所は一部休園中である。

エ 医療・福祉施設

本件事故発生前は8病院39診療所が診療等を実施していたが、平成30年12月時点で6病院31診療所が診療等を実施している。また、平成29年2月に市立総合病院に「脳卒中センター」が開設され、同年4月に小高調剤薬局が再開、同年12月にコスモ調剤薬局小高店が開業した。

(6) 住民意向調査（甲A756）

復興庁、福島県及び南相馬市は、平成28年11月21日から同年12月5日までの間、南相馬市の避難指示が解除された地域に住民登録していた世帯の代表者に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、現在の住まいは、①「震災当時の住居に戻った」13.5%、②「震災当時の住居以外」66.6%、③「震災当時の住居とそれ以外の住居を行き来している」14.6%である。

②・③と回答した者のうち、今後の定住先は、㊦「震災当時の住居に住みたい」30.1%、㊧「震災当時の住居ではないが、同じ地区（小高区・原町区）に住みたい（住んでいる）」15.9%、㊨「南相馬市内（震災当時の地区以外）に住みたい（住んでいる）」12.6%、㊩「現時点では、まだ判断がつかない」17.1%、㊪「南相馬市以外の場所に住みたい（住んでいる）」19.3%である。

㊦・㊧・㊨と回答した者のうち、定住先に住みたい（住んでいる）時期は、「既に住んでいる」28.2%、「1年以内に住みたい」40.7%、「3年以内に住みたい」18.6%、「5年以内に住みたい」3.6%、「5年後以降」3.1%である。

イ 回答者全体のうち、南相馬市への帰還意向は、①「震災当時の住居に戻った」13.5%、②「震災当時の地区に住みたい（住んでいる）」37.3%、③「今は、まだ判断がつかない」13.9%、④「震災当時の地区には戻らないが、南相馬市内に住みたい（住んでいる）」10.2%、⑤「南相馬市には戻らない（市外に住んでいる）」15.7%である。世代別に見ると、①と回答した割合は、10～20代0%、30代3.4%、40代6.3%、50代7.7%、60代15.3%、70代以上17.4%、②と回答した割合は、10～20代0%、30代13.6%、

40代25.2%、50代37.8%、60代38.3%、70代以上41.2%、
④と回答した割合は、10～20代16.7%、30代20.3%、40代12.6%、50代15.9%、60代9.8%、70代以上6.3%である。

ウ 上記アで㊸と回答した者が現時点で今後の定住先について判断できない理由は、①原発・健康不安に関し、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）に不安があるから」53.0%、「放射線量の低下、除染の効果に不安があるから」39.8%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」33.2%、②市内の復旧・復興状況に関し、「医療環境に不安があるから」61.1%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」51.8%、「介護・福祉サービスに不安があるから」40.1%、③今後の生活に関し、「避難先の方が生活の便利がいいから」39.5%、「周囲の人も戻りそうにないから」27.8%、「今の環境で子どもの教育を継続させたいから」13.8%である。

エ 上記アで㊸と回答した者が南相馬市以外に住みたい（住んでいる）理由は、①原発・健康不安に関し、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）に不安があるから」54.8%、「放射線量の低下、除染の効果に不安があるから」40.7%、「放射線による人体への影響に不安があるから」34.7%、②市内の復旧・復興状況に関し、「医療環境に不安があるから」53.2%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」47.4%、「介護・福祉サービスに不安があるから」36.0%、③今後の生活に関し、「すでに恒久的住宅を取得したから」53.4%、「避難先の方が生活の便利がいいから」46.0%、「周囲の人も戻りそうにないから」20.6%である。

2 浪江町

(1) 空間放射線量の推移（乙B100、139、174、207）

浪江町（浪江町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし

測定日	測定値
平成24年 9月30日	0.166
平成25年 9月30日	0.138
平成26年 9月30日	0.112
平成27年 9月30日	0.091
平成28年 9月30日	0.072
平成29年 9月29日	0.065
平成30年 9月28日	0.062
令和 元年 8月21日	0.061
令和 元年11月 1日	0.059

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計1万2464人の浪江町民について、預託実効線量が1 mSv以上の被検査者は7名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった浪江町民8466人について、1 mSv未満が5762人、1 mSv以上2 mSv未満が2118人、2 mSv以上3 mSv未満が383人、3 mSv以上4 mSv未満が68人、4 mSv以上5 mSv未満が40人となり、約98.9%の対象者が5 mSv未満である。

(3) 除染の状況（乙B101）

環境省は、平成24年11月、浪江町の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成29年3月に完了した。

(4) 人口動態（甲A569、570、乙B79、102、122、208）

平成23年3月11日時点の住民登録者数が2万1434人であったのに対し、令和元年9月30日時点の住民登録者数が1万7270人、町内居住者数が1138人である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で3298人（福島県内：1879人、福島県外：1419人）であったが、平成30年4月1日時

点では2725人（福島県内：1783人、福島県外：942人）である。

(5) 復興の状況（甲A747、乙B176）

ア 公共サービス

浪江町は、平成29年4月から本庁舎（浪江町大字幾世橋所在）において業務を再開している。また、二本松事務所、福島出張所、いわき出張所、南相馬出張所を設置している。

JR常磐線は、平成29年4月に小高駅－浪江駅間で運行を再開し、これにより仙台駅－浪江駅間の運行が再開済みである。また、平成29年4月からデマンドタクシーが、平成30年4月から南相馬－浪江間の巡回バス、本宮－二本松間のシャトルバスが運行を開始した。

イ 商業施設

ガソリンスタンド3店舗、コンビニエンスストア2店舗が営業を再開し、平成28年10月には仮設商業施設「まちなみマルシェ」が役場敷地内で営業を開始した。また、あぶくま信用金庫浪江支店が営業を再開し、東邦銀行浪江支店・双葉支店が幾世橋地内に移転して営業を開始した。

ウ 教育施設

平成30年4月、幼保連携型認定こども園「浪江にじいろこども園」が開園し、なみえ創成小学校、なみえ創成中学校が開校した。

エ 医療・福祉施設

平成29年3月に幾世橋に浪江診療所が開設された。

(6) 住民意向調査（甲A748）

復興庁、福島県及び浪江町は、平成29年12月11日から同月25日までの間、浪江町の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、浪江町への帰還意向は、①「すでに浪江町に帰還している」3.3%、②「すぐに・いずれ帰還したいと考えている」13.5%、③「まだ判断がつかない」31.6%、④「帰還しないと決めている」49.5%である。

世代別に見ると、①と回答した割合は、10～20代4.7%、30代2.3%、40代2.1%、50代3.4%、60代3.1%、70代以上3.7%、②と回答した割合は、10～20代7.0%、30代6.9%、40代11.5%、50代14.4%、60代15.5%、70代以上13.3%である。

イ 上記アで②と回答した者のうち、浪江町への帰還時期は、「すぐに帰還したい」20.6%、「いずれ帰還したい（数年で帰りたい（5年以内）」31.2%、「いずれ帰還したい（当面帰れないが、いずれ帰りたい（5年以降）」24.7%、「いずれ帰還したい（分からない）」15.2%である。「いずれ帰還したい」と回答した者が帰還する場合の条件は、「医療・介護などが整うこと」64.2%、「商業やサービス業などの施設が整うこと」60.2%、「元の家屋に住めるようになること」33.8%、「鉄道やバスなどの公共交通が整うこと」32.0%、「住民の帰還がある程度進んでから」29.4%である。

ウ 上記アで③と回答した者が帰還を判断するために必要なことは、「医療・介護の復旧時期の目途」60.9%、「商業やサービス業などの施設の復旧時期の目途」51.5%、「どの程度の住民が戻るかの状況」40.9%、「放射線量の低下の目途、除染成果の状況」33.9%、「原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）」33.4%である。

エ 上記アで④と回答した者が帰還しないと決めている理由は、①帰還の前提・健康に関し、「原子力発電所の安全性に不安があるから」38.1%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」34.3%、「放射線量が低下せず不安だから」33.0%、②町内の復旧状況に関し、「医療環境に不安があるから」42.6%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」37.6%、「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」33.1%、③今後の生活に関し、「避難先の方が生活利便性が高いから」34.7%、「他の住民も戻りそうにないから」24.9%、「家族（親または子ども・孫）が帰らないから」24.0%である。

3 双葉町

(1) 空間放射線量の推移（乙B109、131、185、217）

双葉町（双葉町体育館）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	5. 131
平成25年 9月30日	3. 914
平成26年 9月30日	2. 916
平成27年 9月30日	2. 379
平成28年 9月30日	1. 869
平成29年 9月28日	1. 536
平成30年 6月24日	1. 412
平成30年 9月28日	1. 307
令和 元年 8月21日	1. 052
令和 元年11月 1日	0. 796

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、平成29年8月までに検査を受けた累計2988人の双葉町民について、預託実効線量が1 mSv 以上の被検査者は6名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった双葉町民3264人について、1 mSv 未満が2675人、1 mSv 以上2 mSv 未満が468人、2 mSv 以上3 mSv 未満が77人、3 mSv 以上4 mSv 未満が19人、4 mSv 以上5 mSv 未満が6人となり、約99. 4%の対象者が5 mSv 未満である。

(3) 除染の状況（甲A691、692、乙B132～134）

ア 環境省は、平成26年7月、双葉町の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成28年3月に完了した。

イ 双葉町は、平成29年9月15日、「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計

画」について、福島復興再生特別措置法17条の2に基づく内閣総理大臣の認定を受けた。この認定により、双葉町は、双葉町特定復興再生拠点区域において道路、上下水道等のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進め、①JR常磐線双葉駅周辺等の一部区域は令和2年3月4日に避難指示が解除され、②特定復興再生拠点区域全域については令和4年春頃までの避難指示解除を目指している。

(4) 人口動態（甲A568、乙B79、111、122、218）

平成23年3月11日時点の住民登録者数が7147人であったのに対し、令和元年9月30日時点の避難者数は6868人（福島県内：4060人、福島県外：2808人）である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で1130人（福島県内：472人、福島県外：658人）であったが、平成30年4月1日時点では822人（福島県内：479人、福島県外：343人）である。

(5) 復興の状況（甲A696、乙B187）

ア 公共サービス

町内の公共交通機関で運転を再開したものはないが、JR常磐線浪江駅－富岡駅間の不通区間（双葉駅を含む。）は、令和2年3月14日に再開予定である。

イ 商業施設

ガソリンスタンド2店舗が営業を再開した。

ウ 教育施設、医療・福祉施設

町内において再開したものはない。

(6) 住民意向調査（甲A698）

復興庁、福島県及び双葉町は、平成30年10月29日から同年11月14日までの間、双葉町の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、双葉町への帰還意向は、①「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」10.8%、②「まだ判断がつかない」25.6%、③「戻らないと決めている」61.5%である。世代別に見ると、①と回答した割合は、10～20代0%、30代6.7%、40代10.1%、50代10.9%、60代

11.0%、70代以上12.5%である。

①と回答した者のうち、双葉町への帰還時期は、「1年以内」29.8%、「3年以内」11.2%、「しばらく様子を見たい」35.4%、「特定復興拠点の区域外にある自宅に帰れるまで待ちたい」9.9%である。

イ 上記アで①と回答した者が帰還を判断するために必要なことは、「医療・介護福祉施設の再開や新設」59.0%、「住宅の修繕や建て替え、住宅確保への支援」57.1%、「商業施設の再開や新設」39.8%、「更なる放射線量の低減」23.0%、「公共交通機関の再開」13.7%である。

4 大熊町

(1) 空間放射線量の推移（乙B106、125、182、213）

大熊町（夫沢三区地区集会所）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	33.319
平成25年 9月30日	26.947
平成26年 9月30日	20.474
平成27年 9月30日	15.141
平成28年 9月30日	11.433
平成29年 9月29日	11.345
平成30年 6月22日	9.805
平成30年 9月28日	8.978
令和 元年 8月21日	8.251
令和 元年11月 1日	7.781

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計5116人の大熊町民について、預託実効線量が1 mSv以上の被検査者は4名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった大熊町民4811人について、1 mSv未満が3371人、1 mSv以上2 mSv未満が1284人、2 mSv以上3 mSv未満が112人、3 mSv以上4 mSv未満が17人、4 mSv以上5 mSv未満が6人となり、約99.6%の対象者が5 mSv未満である。

(3) 除染の状況（甲A703～705、乙B107、126、127）

ア 環境省は、平成24年12月、大熊町の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成26年3月に完了した。

イ 大熊町は、平成29年11月10日、「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、福島復興再生特別措置法17条の2に基づく内閣総理大臣の認定を受けた。この認定により、大熊町は、大熊町特定復興再生拠点区域において道路、上下水道等のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進め、①JR常磐線大野駅周辺等の一部区域は令和2年3月5日に避難指示が解除され、②特定復興再生拠点区域全域については令和4年春頃までの避難指示解除を目指している。

(4) 人口動態（甲A567、乙B79、108、122、214）

平成23年3月11日時点の住民登録者数が1万1505人であったのに対し、令和元年10月1日時点の町内居住推計人口は707人、避難者数は1万0313人（福島県内：7848人、福島県外：2465人）である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で1896人（福島県内：1285人、福島県外：611人）であったが、平成30年4月1日時点では1927人（福島県内：1419人、福島県外：508人）である。

(5) 復興の状況（甲A706、乙B184）

ア 公共サービス

町内の公共交通機関で運転を再開したものはないが、JR常磐線浪江駅－富岡駅間の不通区間（大野駅を含む。）は、令和2年3月14日に再開予定である。

イ 商業施設

大熊食堂が営業を開始した。

ウ 教育施設、医療・福祉施設

町内において再開したものはない。

(6) 住民意向調査（甲A709）

復興庁、福島県及び大熊町は、平成30年1月4日から同月18日までの間、大熊町の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、大熊町への帰還意向は、①「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」12.5%、②「まだ判断がつかない」26.9%、③「戻らないと決めている」59.3%である。世代別に見ると、①と回答した割合は、10～20代9.3%、30代11.4%、40代10.3%、50代9.7%、60代11.9%、70代以上15.7%である。

イ 上記アで②と回答した者が帰還を判断するために必要な情報は、「道路、鉄道、学校、病院などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」71.8%、「放射線量の低下の目途、除染成果の状況」52.5%、「住宅確保への支援に関する情報」50.4%、「どの程度の住民が戻るかの状況」50.1%、「避難指示解除となる時期の目安に関する情報」45.7%である。

5 富岡町

(1) 空間放射線量の推移（乙B103、142、178、209）

富岡町（富岡文化交流センター（旧富岡町役場））における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	記録なし
平成25年 9月30日	記録なし
平成26年 9月30日	0.814
平成27年 9月30日	0.616

測定日	測定値
平成28年 9月30日	0.504
平成29年 9月29日	0.193
平成30年 9月28日	0.179
令和 元年 8月21日	0.170
令和 元年11月 1日	0.163

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計4435人の富岡町民について、預託実効線量が1 mSv以上の被検査者は1名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった富岡町民7066人について、1 mSv未満が5833人、1 mSv以上2 mSv未満が1104人、2 mSv以上3 mSv未満が100人、3 mSv以上4 mSv未満が18人、4 mSv以上5 mSv未満が3人となり、約99.9%の対象者が5 mSv未満である。

(3) 除染の状況（乙B104）

環境省は、平成25年6月、富岡町除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成29年1月に完了した。

(4) 人口動態（甲A566、乙B79、105、122、210）

住民登録者数は、平成23年3月1日時点で1万5960人、令和元年8月31日時点で1万2865人、町内居住者数は、令和元年9月1日時点で1107人である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で2597人（福島県内：1629人、福島県外：968人）であったが、平成30年4月1日時点では1842人（福島県内：1429人、福島県外：413人）である。

(5) 復興の状況（甲A729、乙B180、181）

ア 公共サービス

富岡町は、平成29年3月から役場機能を本来の庁舎に戻して業務を再開するとともに、いわき支所、郡山支所を設置している。

JR常磐線は、平成29年10月に富岡駅－竜田駅間で運行を再開し、浪江駅－富岡駅間では列車代行バスが運行されているが、夜ノ森駅周辺等の一部区域の避難指示が令和2年3月10日に解除され、同月14日に再開予定である。また、路線バス「急行 富岡駅－いわき駅」が1日4往復、高速バス「仙台－いわき」線が1日7往復、「町内循環バス」が1日6循環、デマンドバス「さくら号」が週4日、「富岡町－川内村」間が1日3往復運行されている。

イ 商業施設

「さくらモールとみおか」（ヨークベニマル、ダイユーエイト、ツルハドラッグ、地元飲食店によるフードコート等）が営業している。また、コンビニエンスストア、金融機関、飲食店、ガソリンスタンド等が営業を再開した。

ウ 教育施設

平成31年4月、幼保連携型認定こども園「にこにここども園」が開園し、平成30年4月、小学校、中学校が再開した。

エ 医療・福祉施設

平成28年10月に町立とみおか診療所が開設され、平成30年4月に県立ふたば医療センター附属病院が開設されたほか、平成29年4月に富岡中央医院が診療等を再開した。また、平成29年4月に社会福祉協議会が町内で活動を再開した。

(6) 住民意向調査（甲A720）

復興庁、福島県及び富岡町は、平成30年8月20日から同年9月3日までの間、富岡町の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、富岡町への帰還意向は、①「既に富岡町で生活している」5.2%、②「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」9.9%、③「戻りたいが、戻ることができない」18.4%、④「まだ判断がつかない」16.8%、⑤「戻らないと決めている」48.1%である。世代別に見ると、①と回答した割

合は、10～20代1.6%、30代1.9%、40代0.9%、50代6.0%、60代5.1%、70代以上6.7%、②と回答した割合は、10～20代6.3%、30代8.1%、40代8.8%、50代11.2%、60代10.9%、70代以上9.0%である。

イ 上記アで③と回答した理由は、①健康に関し、「原子力発電所の安全性に不安があるから」29.2%、「放射線量が低下せず不安だから」27.4%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」24.6%、②町内の復旧状況に関し、「医療環境に不安があるから」34.2%、「帰還困難区域内だから」28.4%、「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」26.6%、③今後の生活に関し、「高齢者・要介護者のいる世帯なので生活が不安だから」28.3%、「避難先の方が、生活利便性が高いから」27.5%、「すでに生活基盤ができているから」27.4%である。

ウ 上記アで④と回答した理由は、①健康に関し、「原子力発電所の安全性に不安があるから」36.0%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」32.2%、「放射線量が低下せず不安だから」30.8%、②町内の復旧状況に関し、「医療環境に不安があるから」44.5%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」32.2%、「富岡町外への移動交通が不便だから」24.9%、③今後の生活に関し、「避難先の方が、生活利便性が高いから」44.7%、「他の住民も戻りそうにないから」39.0%、「すでに生活基盤ができているから」26.2%である。

エ 上記アで⑤と回答した理由は、①健康に関し、「原子力発電所の安全性に不安があるから」36.2%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」27.4%、「放射線量が低下せず不安だから」25.4%、②町内の復旧状況に関し、「医療環境に不安があるから」32.4%、「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」27.3%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」24.5%、③今後の生活に関し、「すでに生活基盤ができているから」60.4%、「避難先の

方が、生活利便性が高いから」40.4%、「他の住民も戻りそうにないから」23.8%である。

6 檜葉町

(1) 空間放射線量の推移（乙B87、145、162、196）

檜葉町（檜葉町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	0.252
平成25年 9月30日	0.179
平成26年 9月30日	0.129
平成27年 9月30日	0.109
平成28年 9月30日	0.093
平成29年 9月28日	0.088
平成30年 9月28日	0.086
令和 元年 8月21日	0.085
令和 元年11月 1日	0.081

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計2664人の檜葉町民について、預託実効線量が1 mSv以上の被検査者は3名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった檜葉町民3550人について、1 mSv未満が3402人、1 mSv以上2 mSv未満が131人、2 mSv以上3 mSv未満が13人、3 mSv以上4 mSv未満が2人、4 mSv以上5 mSv未満が0人となり、約99.9%の対象者が5 mSv未満である。

(3) 除染の状況（乙B88）

環境省は、平成24年4月、檜葉町除染特別地域について、特別地域内除染実施

計画を定めた。政府による除染は、平成26年3月に完了した。

(4) 人口動態（甲A559、乙B79、89、122、197）

平成23年3月11日時点の住民登録者数が8011人であったのに対し、令和元年9月30日の住民登録者数は6831人、町内居住者数は3853人である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で1210人（福島県内：942人、福島県外：268人）であったが、平成30年4月1日時点では749人（福島県内：658人、福島県外：91人）である。

(5) 復興の状況（甲A757、乙B90、165）

ア 公共サービス

楡葉町は、平成27年9月から役場機能を本来の庁舎に戻して業務を再開した。また、平成27年7月までに、電気、上下水道、道路、通信の生活インフラは、津波被災地域を除き、復旧した。

JR常磐線は、楡葉町内の竜田駅と木戸駅が平成26年6月1日に営業を再開し、以後、いわき方面の運行が再開し、平成29年10月21日以降は、富岡駅方面も同駅まで運行を再開した。また、町内お出かけタクシー助成制度が設けられたほか、町内お買いものバス（ここなら笑店街への買い物支援）が運行されている。

イ 商業施設

平成30年6月に公設民営の商業施設「ここなら笑店街」が営業を開始したほか、コンビニエンスストア3店舗、飲食店8店舗、ガソリンスタンド2店舗などが営業を再開し、楡葉中学校の再開に伴い文房具店も開業した。また、東邦銀行楡葉支店、JA福島さくら楡葉支店が営業を再開した。

ウ 教育施設

平成29年4月、認定こども園「あおぞらこども園」が運営を再開し、楡葉北小学校、楡葉南小学校、楡葉中学校が小・中連携型で運営を再開した。

エ 医療・福祉施設

平成28年7月に蒲生歯科医院、平成27年10月にときクリニック（内科等）

が診療を再開し、平成28年2月に県立ふたば医療センター附属ふたば復興診療所が、平成28年6月にふたば緊急総合医療支援センターが開設された。また、平成27年11月に「デイサービスセンターやまゆり荘」が運営を再開し、平成28年3月に特別養護老人ホーム「リリー園」が規模を縮小して運営を再開し、平成28年3月に「NPOシェルパ」が町内の障害者を支援する団体として設立された。

(6) 住民意向調査（甲A542、565）

復興庁、福島県及び楡葉町は、平成29年1月4日から同月18日までの間、楡葉町の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、現状及びこれからの住居は、①「楡葉町に戻っている」17.8%、②「早期に楡葉町に戻る」11.5%、③「条件が整えば、楡葉町に戻る」23.9%、④「楡葉町には戻らない（他市町村での自主再建の方も含む）」25.2%、⑤「戻るかどうかについて、今はまだ判断できない」19.8%である。世代別に見ると、①と回答した割合は、10～20代4.3%、30代8.0%、40代12.7%、50代16.6%、60代20.1%、70代以上21.2%、②と回答した割合は、10～20代10.9%、30代11.2%、40代7.2%、50代10.4%、60代10.3%、70代以上14.4%、③と回答した割合は、10～20代6.5%、30代12.8%、40代16.6%、50代22.2%、60代26.5%、70代以上28.1%である。

イ 上記アで②・③と回答した者のうち、楡葉町に戻る時期は、「半年以内」25.7%、「1年以内」25.7%、「2年以内」23.3%、「3年以内」5.3%、「5年以内」6.9%、「5年超」5.0%である。

ウ 上記アで③と回答した者が帰還の条件として考慮する情報は、「医療施設の拡充」61.3%、「商業施設の再開・充実」52.7%、「防犯対策の強化」52.3%、「水道水等の生活用水に対する不安が解消されること」49.5%、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）」47.9%である。

エ 上記アで④と回答した理由は、「医療施設が十分でないから」43.6%、「原

子力発電所の安全性に不安が残っているから」43.6%、「自宅周辺に住む人が少ないから」33.8%、「水道水等の生活用水の安全性に不安があるから」32.4%、「商業施設の再開が十分でないから」31.7%である。

オ 上記アで⑤と回答した者が帰還を判断する上で参考とする情報は、「医療施設の充実度」60.9%、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）」56.2%、「町内の治安の状況」52.8%、「商業施設の再開・充実の状況」44.9%、「水道水等、生活用水への対策」44.6%である。

7 広野町

(1) 空間放射線量の推移（乙B82、149、154、188）

広野町（広野町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	0.429
平成24年 9月30日	0.143
平成25年 9月30日	0.13
平成26年 9月30日	0.114
平成27年 9月30日	0.13
平成28年 9月30日	0.124
平成29年 9月28日	0.108
平成30年 9月28日	0.105
令和 元年 8月21日	0.087
令和 元年11月 1日	0.082

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計1109人の広野町民について、預託実効線量が1 mSv 以上の被検査者はいなかった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった広野町民19

01人について、1 mSv 未満が1839人、1 mSv 以上2 mSv 未満が58人、2 mSv 以上3 mSv 未満が2人、3 mSv 以上4 mSv 未満が0人、4 mSv 以上5 mSv 未満が0人となり、約99.9%の対象者が5 mSv 未満である。

(3) 除染の状況（乙B83、84）

広野町は、平成23年12月に「広野町放射性物質除染実施計画＜第1版＞」を、平成24年6月に「広野町除染実施計画＜第2版＞」を、平成25年7月に「広野町除染実施計画＜第3版＞」を、平成25年8月に「広野町除染実施計画（第4版）」を、平成28年3月に「広野町除染実施計画（第5版）」を策定した。上記の「広野町除染実施計画」に基づく除染は、平成29年7月時点で、全て完了している。

(4) 人口動態（甲A571、乙B79、85、122、190）

平成23年3月11日時点の住民登録者数が5490人であったのに対し、令和元年9月30日時点の住民登録者数は4802人、帰還者数は4209人である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で970人（福島県内：707人、福島県外：263人）であったが、平成30年4月1日時点では107人（福島県内：92人、福島県外：15人）である。

(5) 復興の状況（乙B86、161）

ア 公共サービス

広野町は、平成24年3月から役場機能を本来の庁舎に戻して業務を再開した。また、道路、上下水道等の生活インフラは復旧している。

JR常磐線は、平成23年10月10日から広野駅－いわき駅間の運行を再開し、その後、順次竜田駅、富岡駅方面の運行も再開した。また、町民バス（無料）が運行を再開（3コース1日15便）したほか、路線バス「急行 富岡駅－檜葉、広野、いわき駅」、高速バス「仙台－広野、いわき」線が運行されている。

イ 商業施設

公設商業施設「ひろのてらす」（イオン広野店、リフォーム、飲食店等5事業所）が開設されたほか、コンビニエンスストア5店舗が営業しており、商工会による宅

配サービスも実施されている。また、ゆうちょ銀行（郵便局）、あぶくま信用金庫、J A福島さくら広野支店が営業を再開した。

ウ 教育施設

幼稚園、保育所、小学校、中学校は運営を再開した。また、平成27年4月、県立ふたば未来学園高等学校が開校した。

エ 医療・福祉施設

高野病院、馬場医院、広野薬局が診療等を実施しており、新妻歯科医院は週2日の診療を再開している。また、特別養護老人ホーム「花ぶさ苑」、デイサービスセンター「広桜荘」が運営を再開したほか、平成28年5月に障害者支援施設「光洋愛成園」など7施設が運営を開始した。

8 川内村

(1) 空間放射線量の推移（乙B91、152、166、202）

川内村（川内村役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	0.169
平成24年 9月30日	0.126
平成25年 9月30日	0.101
平成26年 9月30日	0.088
平成27年 9月30日	0.087
平成28年 9月30日	0.082
平成29年 9月28日	0.081
平成30年 9月28日	0.078
令和 元年 8月21日	0.078
令和 元年11月 1日	0.078

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計617人の川内村

民について、預託実効線量が1 mSv以上の被検査者は1名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった川内村民1333人について、1 mSv未満が963人、1 mSv以上2 mSv未満が350人、2 mSv以上3 mSv未満が16人、3 mSv以上4 mSv未満が1人、4 mSv以上5 mSv未満が0人となり、約99.8%の対象者が5 mSv未満である。

(3) 除染の状況（乙B92）

環境省は、平成24年4月、川内村の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成26年3月に完了した。

(4) 人口動態（甲A558、乙B79、93、122、167）

平成23年3月11日時点の住民登録者数が3038人であったのに対し、平成30年9月1日時点の避難者数は512人（福島県内：377人、福島県外：135人）、村内生活者数は917世帯2165人である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で279人（福島県内：204人、福島県外：75人）であったが、平成30年4月1日時点では119人（福島県内：97人、福島県外：22人）である。

(5) 復興の状況（乙B167）

ア 公共サービス

川内村は、本庁舎において業務を行っている。

診療バスが運行を再開し、また、平成24年4月に内陸方面へ繋がるバス2路線、平成30年4月に沿岸方面へ繋がるバス路線1路線の運行が開始された。

イ 商業施設

農産物等直売所「あれ・これ市場」が営業を再開したほか、平成28年3月に公設民営複合商業施設「Y-O-TASHI」が開設され、コンビニエンスストアが営業中である。また、川内郵便局、上川内郵便局、JA福島さくら川内支店、郡山信用金庫川内支店が営業を再開した。

ウ 教育施設

保育所、小学校、中学校が運営を再開した。

エ 医療・福祉施設

川内村国保診療所が診療等を再開した。また、保健福祉医療複合施設ゆふねにおいて社会福祉協議会が介護保険サービスを再開し、認知症高齢者グループホーム「高原の家」が再開したほか、平成27年11月に特別養護老人ホームが開設された。

(6) 住民意向調査（甲A540）

復興庁、福島県及び川内村は、平成28年11月14日から同月28日までの間、川内村の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、現在の住居は、①「震災発生当時の住居」55.0%、②「震災発生当時の住居以外」22.7%、③「震災発生当時の住居とそれ以外の住居を行き来している」15.7%である。

イ 上記アで②・③と回答した者のうち、今後の住居は、「川内村内に住みたいと考えている（既に住んでいる）」が52.8%であるが、世代別に見ると、10～20代33.3%、30代41.2%、40代37.9%、50代47.7%、60代56.9%、70代以上61.8%である。

「川内村内に住みたいと考えている（既に住んでいる）」と回答した者のうち、川内村への帰還時期は、「既に川内村に住んでいる」37.1%、「1年以内」31.5%、「3年以内」4.0%、「5年以内」6.5%、「時期は決めていないがいずれ住みたい」16.1%である。

ウ 上記アで②・③と回答した者のうち、今後の住居は、「川内村以外の場所に住みたいと考えている」が20.0%である。「川内村以外の場所に住みたいと考えている」と回答した理由は、①帰還の前提・健康に関し、「原子力発電所の安全性に不安があるから」27.7%、「放射線量が低下せず不安だから」19.1%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」17.0%、②村内の復旧状況に関し、「医療環境に不安があるから」40.4%、「川内村外への移動交通が不便だから」

ら」36.2%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」34.0%、
③今後の生活に関し、「避難先の方が生活利便性が高いから」34.0%、「今の環境で子どもの教育を継続させたいから」29.8%、「高齢者・要介護者だけの世帯などで生活が不安だから」21.3%である。

エ 上記アで②・③と回答した者のうち、今後の住居は、「現時点ではまだ判断がつかない」が24.7%であり、この回答をした者が帰還を判断する上で必要なことは、「道路・鉄道・学校・病院などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」48.3%、「医療・福祉環境の充実」41.4%、「住宅確保への支援に関する情報」27.6%、「どの程度の住民が戻るかの状況」24.1%、「働く場の確保の目途」24.1%である。

第6 慰謝料について

1 慰謝料算定の方法について

(1) 原告らの主張の要旨

ア 故郷喪失・変容慰謝料について

原告らは、故郷喪失・変容慰謝料について、包括的平穩生活権の中の「地域生活利益」というべき法益が侵害されたことによる慰謝料であると主張し、将来に向かって地域における生活を奪われ（①地域生活の破壊、②職業生活の喪失、③家庭・自宅での生活の破壊）、④故郷において自然との関わりを生きがいとして享受し、⑤故郷を精神的なよりどころとして生活してきたことを全て奪われた精神的損害を主張する。更に、原告らは、地域社会は、⑥互助的な自給自足をを行い（生活費代替機能）、⑦経済的・精神的に相互に助け合い（相互扶助・共助・福祉機能）、⑧行政区ごとの生活機能を維持し（行政代替・補完機能）、⑨集会や祭りを通じて地域社会の精神的交流を実現し（人格発達機能）、⑩農地や里山を維持・管理する（環境保全・維持機能）など、広範、多面的、複合的な役割と機能を果たし、原告らを含む地域住民は、それによる利益（地域生活利益）を享受してきたが、本件事故により地域生活利益を侵害され、多様な有形、無形の損害を被ったと主張する。

イ 避難慰謝料について

原告らは、避難慰謝料について、包括的平穩生活権を侵害され、「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害であり、避難先での著しい生活阻害を内容とするものであると主張し、原告らは、本件事故によって、避難生活を余儀なくされ、自宅外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害され、このような著しい生活阻害によってもたらされた心身の苦痛、不便、不自由、不安等によって、重大なストレスと精神的苦痛を被ったと主張する。

(2) 検討の視点

本件における慰謝料の算定にあたっては、原告らが主張する包括的平穩生活権の侵害、とりわけ地域生活利益の侵害に関し、証拠により認められる原告らの精神的苦痛及び有形、無形の損害（前記第2の3の原判決引用に係る前提事実及び認定事実）を評価するにあたり、被告が前記第2の1(3)のとおり原賠審の中間指針に従った賠償義務を認めていることを踏まえ、被告の賠償基準により評価できる損害と評価し尽くせない損害とを区分して検討するのが合理的であると考える。

この点、被告は、避難指示の程度に応じて相当の避難期間を定め（帰還困難区域75か月、居住制限区域及び避難指示解除準備区域85か月、緊急時避難準備区域18か月）、その期間について一人月額10万円の割合による避難生活に伴う慰謝料（帰還困難区域については更にこれとは別に避難長期化慰謝料700万円）を支払っている。したがって、当裁判所においても、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料として、原告らの主張や被害の実情を勘案し、避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失又は変容による慰謝料について検討するのが、損害の合理的な評価方法と考える。

ただし、本件事故当時の居住地や避難状況等について特別の事情を有する原告ら、

■■■■ (20-3)、■■■■ (37)、■■■■ (47-1)、■■■■ (6

0-3)、(82-7)については、上記原則による類型的な慰謝料の算定は相当でないから、後記6において別途検討する。

2 慰謝料額を増額すべき事情の有無について

(1) 当事者の主張の骨子

原告らは、被告が福島第一原発について安全対策上採るべき措置を採っていなかったこと及び市民団体による地震・津波対策の申入れを無視してきたことについて重大な悪質性・非難性があるとして、これらが慰謝料を大きく増額させるべき重要な要素であると主張する。

他方、被告は、不法行為による精神的損害の額の算定に当たり、加害者に故意又はこれと同視し得るような悪質な事情がある場合に加害者の帰責性も考慮要素になり得ることは争わないが、その趣旨は、本件事故について被告に故意又はこれと同視すべき重大な過失があると認められる場合を除き、被告の行為態様等が慰謝料の増額事由になることはなく、かつ、被告に故意又はこれと同視すべき重大な過失があるとはいえないと主張するものと解される。

(2) 事実経過

原判決説示(329頁1ないし22行目)のとおり、被告は、地震防災対策特別措置法に基づき政府に設置された機関である地震調査研究推進本部が平成14年7月に長期評価を公表した頃には、福島県沖を含む日本海溝沿いの領域においてM8クラスのプレート間の大地震が発生する可能性があることを認識することができ、平成18年5月の第3回内部溢水、外部溢水勉強会(国の機関である原子力安全・保安院と原子力安全基盤機構が運営していた勉強会であり、被告も参加していた。)の頃には、福島第一原発の敷地高を超える津波が到来した場合、タービン建屋(T/B)の浸水により電源設備が機能を喪失し、それに伴って原子炉の安全停止に係る機器が機能を喪失する可能性があることも認識していた。

更に、M8クラスのプレート間の大地震が発生した場合の津波の浸水高の予見可能性についても、被告・土木調査グループは、平成20年4月18日に東電設計株

式会社から平成20年津波試算を受領し（原判決第3章第2節第1款18(1)の認定事実）、これには、津波評価技術で設定されている明治三陸沖地震の波源モデルを福島県沖日本海溝沿いに設定した場合、最大津波高さが、敷地南側（O.P. + 10 m）でO.P. + 15.7 m（浸水深5.7 m）、敷地北側（O.P. + 13 m）でO.P. + 13.7 m（一部浸水）、1号機から4号機の取水ポンプ位置（O.P. + 4 m）でO.P. + 8.3～9.2 m（浸水深4.3～5.2 m）、4号機の原子炉建屋（R/B）中央付近でO.P. + 12.6 m（浸水深2.6 m）、4号機のタービン建屋（T/B）中央付近でO.P. + 12.0 m（浸水深2.0 m）になると試算されていた。

したがって、被告は、この津波試算を受領した平成20年4月頃には、福島県沖日本海溝沿いでM8クラスのプレート間の大地震が発生した場合、平成20年津波試算における想定津波と同程度の津波が到来する可能性があることを認識していたと認められる。

一方、市民団体による津波対策の申入れについては、原告■■■■（1-1）が代表を務める「原発の安全性を求める福島県連絡会」は、被告に対し、平成19年7月24日付け、同年12月20日付けで、それぞれ、福島第一・第二原発について、津波に対する抜本的対策を求める申入れをしている（原判決第3章第2節第1款16の認定事実）。

他方で、本件事故以前の被告の対応については、原判決説示（330頁11ないし22行目）のとおり、被告は、遅くとも平成20年4月頃には、福島第一原発において、平成20年津波試算における想定津波と同程度の津波が到来し、浸水により電源設備が機能を喪失して原子炉の安全停止に係る機器が機能を喪失する可能性があることを認識しており、市民団体からも繰り返し津波に対する抜本的対策を求める申入れがされていたにも関わらず、平成20年津波試算が確立した知見に基づくものではないこと等を理由に、本件事故までの間、具体的な対策工事を計画又は実施するに至っていなかったといえることができる。

(3) 検討

一般の不法行為においては、故意又は過失という行為の主観的側面は、過失責任主義を前提として、行為者の損害賠償責任の発生要件となり、「過失」の内容は注意義務違反として捉えられ、その前提として予見可能性ないし結果回避可能性の有無やその程度が考慮されることとなる。しかし、本件のように原賠法3条1項が適用される場合においては、無過失責任が前提とされるから、原子力事業者である被告の故意又は過失の有無は、損害賠償責任の発生要件としての意味を有しない。そうすると、被告の行為態様が慰謝料の増額事由になるかどうかを判断するに際して、行為の主観的側面である「故意又は過失」を一般の不法行為の場合のそれと同一内容のものと理解し、これに当てはめて故意又は過失の有無や過失の程度を考えることは、必ずしも必要かつ適切なこととはいえない。

むしろ、原判決第3章第4節第3款説示のとおり被告の行為態様等についての概括的評価を踏まえ、また、被告が原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、その安全性についての地域住民の信頼の上に福島第一原発をこの地に立地してきたにもかかわらず、上記(2)のとおり、平成20年津波試算が確立した知見に基づくものではないこと等を理由に、被告が具体的な対策工事の計画又は実施を先送りしてきた中で、本件地震及び本件津波が発生し、本件事故の発生に至ったという経緯を被害者の立場から率直に見れば、このような被告の対応の不十分さは、誠に痛恨の極みと言わざるを得ず、その意味で慰謝料の算定に当たっての重要な考慮事情とされるべきものである。

3 避難を余儀なくされた慰謝料について

(1) 損害の内容ないし考慮事情

前記認定のとおり、原告らは、居住地の近くで設置運営されていた福島第一原発における全く予期しない突然の水素爆発により、大量の放射性物質が拡散する重大な事故に見舞われ、深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した。

その結果、原告らは、放射線による生命・身体への被害の危険から、事故直後から避難指示を受けて、とるものもとあえずあわただしく避難し、あるいは緊急時

避難準備区域においても、屋内退避を指示され、南相馬市では一時避難を要請されるなどして同様の避難を実際上余儀なくされた。

このような突然の避難により、原告らは、地域の人間関係を断たれ、場合によっては、職業生活を失い、学業の継続性や家族の一体性すらも阻害された。このように避難を余儀なくされた原告らは、その置かれた状況は様々であるとしても、それぞれの境遇において極めて大きな精神的苦痛を被ったものと認められる。

このような事情や前記認定の原告らの避難の状況を踏まえ、原告らが慰謝料の原因として主張する包括的平穏生活権の侵害により「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害のうち、避難後の避難生活の継続による精神的苦痛とは区別し、居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定するのが相当と認められる。

(2) 避難を余儀なくされた慰謝料の額について

前記(1)のとおり、原告らは、福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した。そのために地域社会との結び付きを突然に奪われ、全く異なる環境での避難生活を一から始めざるを得ないなど、著しい精神的苦痛を被ったといえる。

この放射線被害の危険は、原子力発電所における水素爆発という未曾有の大事故によるもので、その危険性の程度が的確に評価できず、将来における原状回復の可能性も全く予測できない点で、避難する者に強い不安をもたらしたことも明らかであり、その意味での精神的苦痛も極めて大きいものであったと評価できる。

しかも、原告らの避難は、前記2(3)のとおり、原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、原告ら地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地してきた被告が、事前に十分予測可能であった津波被害の対策を先送りした結果として起こした重大事故のために余儀なくされたものであり、その観点からも、原告らが避難を余儀なくされた精神的苦痛は、更に大きなものとなったと評価できる。

このような意味を有する避難を余儀なくされた慰謝料の算定をするには、上記の

ような原告らの損害ないし精神的苦痛の内容程度を的確に評価する観点から、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度、あるいはこれを前提とする避難指示の程度を勘案して類型的に行うことが相当である。

この観点から、当裁判所は、上記の損害ないし精神的苦痛を評価した避難を余儀なくされた慰謝料として、原告らについて、避難指示の区分に応じて次の金額を認めるのが相当であると判断する。

帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域であった地域から避難した原告らについては、これらのどの地域をとっても、放射線被害の危険や避難の切迫性が極めて大きく、将来の避難生活に対する不安も著しいものであったと考えられるから、いずれの地域も1人当たり150万円とするのが相当である。

他方で、緊急時避難準備区域であった地域から避難した原告らについては、上記地域と比べ、避難生活を始めるにあたっての精神的苦痛にはそれほどの差がないとしても、放射線被害の危険や避難の切迫性等の面では、精神的苦痛の程度がやや小さいものと評価できるから、1人あたり70万円とするのが相当である。

(3) 個別事情による増額の要否について

被告は、別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の各備考のとおり、一部の原告らに対し、ペットとの離別慰謝料として10万円を支払っている。これは、避難を余儀なくされた原告らの個別の事情を踏まえ、上記(2)の慰謝料額を増額すべき事情であると認められ、その評価として被告が支払った金額は相当であると考えられるから、この増額相当分は支払済みであり、個別の原告について増額をする必要はみない。

その他、本件において、避難を余儀なくされた慰謝料額の算定にあたり、個別の事情を考慮して上記と異なる金額を認定すべき事情は見当たらない。

4 避難生活の継続による慰謝料について

(1) 損害の内容ないし考慮事情

前記3のとおり避難を余儀なくされた慰謝料を算定しても、避難後の避難先での

日々の著しい生活阻害による心身の苦痛、不便、不自由、不安等のストレスないし精神的苦痛が慰謝されるものとはいえない。したがって、これらの損害ないし精神的苦痛を考慮し、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するのが相当である。

(2) 慰謝料の月額について

原告らは、避難慰謝料として、上記3の慰謝料と区別することなく、1人あたり月額50万円（障害者について70万円）を請求し、他方で、被告は、原賠審の定めた中間指針に従い、1人あたり月額10万円の避難生活に伴う慰謝料を支払っている。当裁判所は、前記認定の原告らの避難生活による精神的苦痛を考慮し、前記3の避難を余儀なくされた慰謝料のほかに、原告らの相当の避難期間について、1人あたり月額10万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当であると判断する。この慰謝料の月額は、避難を余儀なくされたことは同じである以上、原告らが受けた避難指示の程度により差を設ける必要はない。

(3) 相当の避難期間について

上記のとおり1人あたり月額10万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるべき相当の避難期間としては、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の危険性や避難指示の程度に応じて、典型的に定めるのが相当である。

帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域については、平成29年3月31日及び4月1日に浪江町と富岡町の居住制限区域と避難指示解除準備区域が順次解除されたことを踏まえ、その結果として避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間（1年）を経た平成30年3月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から85か月の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは、避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、少なからぬ原告らが避難を継続せざるを得ない実情は、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。

帰還困難区域について、被告は、平成29年5月までの75か月分について月額10万円の避難生活による慰謝料を支払い、その他に700万円の避難長期化慰謝料を支払っている。しかし、本件事故は、前記のとおり未曾有の重大事故であって、特に大量の放射性物質が飛散した帰還困難区域においては、除染を含む地域の復旧復興が全く見通せないまま長期間経過したことも考慮すると（前記第5の認定事実参照）、避難生活の継続による慰謝料を認めるべき期間について、浪江町や富岡町の居住制限区域等と区別をすべき合理的な理由はないと考えられる。

楢葉町や南相馬市小高区については、浪江町や富岡町より早く、平成27年9月5日又は平成28年7月12日に、居住制限区域又は避難指示解除準備区域が解除されており、楢葉町の原告らのうち11名は町内に帰還している。しかし、前記認定の原告らの避難生活の実情や避難後の地域の復旧復興の状況に照らせば、これらの地域についても、浪江町や富岡町と同じく85か月の期間を相当の避難期間と認めるのが相当である。

上記の相当の避難期間より前に帰還したか否かにより、避難生活の継続による慰謝料を認める期間に差を設けることも相当でない。これより早く帰還した原告らも、帰還したからといって通常の生活が直ちに戻るものではなく、避難生活を続ける原告らと比べ、勝るとも劣らない精神的苦痛が続いたと認められるからである。

原告として訴えを提起しながら、上記の相当の避難期間が過ぎる前に死亡した者についても、避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の継続による慰謝料を算定するのが相当である。

緊急時避難準備区域については、平成23年9月30日に解除されてから避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間（1年）を経た平成24年8月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から18か月の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは、避

難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。

(4) 個別事情による増額の要否について

被告は、別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の各備考のとおり、一部の原告らに対し、避難所等における避難生活による増額（月額2万円）、要介護者等への増額を認めて慰謝料を支払っている。これらは、原告らの避難生活の個別の事情を踏まえ、上記(2)の慰謝料額を増額すべき事情であると認められ、その評価として被告が支払った金額は相当であると考えられるから、この増額相当分は支払済みであり、個別の原告について増額をする必要はみない。なお、原告らは、障害者についての増額を主張するが、前記のと通りの要介護者等への増額のほかに、更に障害者についての増額を考慮する必要までは認めない。

また、被告は、別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の各備考のとおり、一部の原告らに対し、緊急時避難準備区域であった地域における避難生活等に関連した学校生活等における精神的損害35万円（平成24年9月から平成25年3月までの7か月×月額5万円）の増額を認めて慰謝料を支払っている。これは、原告らの避難生活の個別の事情を踏まえ、慰謝料額を増額すべき事情であると認められ、その評価として被告が支払った金額は相当であると考えられるから、この増額相当分は支払済みであり、個別の原告について増額をする必要はみない。

5 故郷の喪失又は変容による慰謝料について

(1) 損害の内容ないし考慮事情

原告らは、故郷喪失・変容慰謝料について、前記1(1)のとおり包括的平穏生活権の中の「地域生活利益」というべき法益が侵害されたことによる慰謝料であると主張し、その諸要素として、当該地域の住民が、山林で自生するきのこ、たけのこ、山菜などを採取し、川や海で魚を獲り、田畑や家庭菜園で米や野菜などを収穫して消費していたことや、住民相互間でこれらの収穫物を「お裾分け」し合ったり、農作業、冠婚葬祭、子育て、介護などについて自発的に協力し合ったりするという協

働又は共助の関係が根付いていたなどの事情を主張する。

これらの自然環境的条件と社会環境的条件は、住民が、そのような諸条件下になれば通常は無償で取得することができない財物や役務を、無償で取得することを可能にしていた（経済的側面）ということができる。また、同時に、自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係を通じ、住民は、地域に対する強い帰属意識を有し、当該地域に居住することによる安心感を得ていた（精神的側面）ということもできる。

原告らが主張する「故郷」とは、上記のような、地域における住民の生活を支える基盤のひとつとしての自然環境的条件と社会環境的条件の総体を指しており、このうち自然環境的条件は、本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで侵害され、社会環境的条件は、地域の住民が放射性物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突に避難することを余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結び付きの全部又は一部が解体し、侵害されたということができる。

そうすると、このような地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について、これを一応「故郷」と呼ぶこととし、法的保護に値する利益と評価した上で、それが本件事故により侵害されたことによる損害について賠償を命ずることは、前記のとおり避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価し尽くされない損害について、むしろ地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまったという本件の被害の実態に即した損害の評価の在り方として適切である。

この観点から、当裁判所は、避難前の故郷における生活の破壊・喪失による精神的損害の慰謝料として、避難を余儀なくされた慰謝料とは別に、故郷の喪失又は変容による有形、無形の損害ないし精神的苦痛を評価し、故郷の喪失又は変容による慰謝料を算定することとする。

(2) 故郷の喪失又は変容による慰謝料の額について

当裁判所は、故郷の喪失又は変容の実情について、前記第2の3の前提事実及び認定事実並びに第5の認定事実に基づき、本件事故による被害の大きさやこれによる故郷の喪失又は変容の実情に即し、本件事故時の生活の本拠における避難指示の区分に応じて次のとおり金額を算定するのが相当であると判断する。

帰還困難区域については、事故後8年以上経っても帰還の目途が立たないことから、地域共同生活の利益を将来にわたって全く失い、故郷が喪失したと評価しても差し支えない。すなわち、帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては、現時点でも帰還可能時期の目途が立たず、実際上は、将来にわたって帰還の希望が実現しないことが見込まれる。この点を考慮すれば、故郷の喪失による慰謝料として、600万円を認めるのが相当である。

居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、事故から約6年までに解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害及び精神的苦痛が生じたと認められる。慰謝料額の算定にあたっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要があるが、同時に、仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく、生活上の多大な不自由が続くことも、当然に考慮する必要がある。そこで、本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度や、地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮し、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、100万円を認めるのが相当である。

緊急時避難準備区域については、事故から半年で解除され、避難の制度上は、通常の生活が可能になったとしても、実際上は、多くの地域住民が避難したことにより、地域共同生活が相当に損なわれたことは否定できない。この点を考慮し、他方で、比較的早期に復旧復興が進められている実情を考慮すれば、この地域において

は、故郷の変容による慰謝料として、50万円を認めるのが相当である。

6 個別原告についての判断の例外

(1) 原告■■■■ (20-3)

原判決別紙8の2(1)の説示のとおり、同原告は、いわき市の入院先を生活の本拠としていたと認められることから、本件事故により転院を余儀なくされた事情を考慮し、原審同様、8万円の限度で慰謝料を認めるのが相当である。

(2) 原告■■■■ (37)

原判決別紙8の2(2)の説示のとおり、同原告は、いわき市内の自宅に家族が居住し、富岡町で単身赴任中であり、しかも本件事故発生当時は、茨城県東海村において出張勤務し、その後も同村の会社の寮に居住し続けたことからすれば、単身赴任していた富岡町での生活利益が侵害された点を考慮し、原審同様、150万円の限度で慰謝料を認めるのが相当である。

(3) 原告■■■■ (47-1)

別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の備考のとおり、同原告は、ADR和解成立により、平成23年3月から平成29年5月までを対象期間として、676万円の避難生活に伴う慰謝料の支払について被告と合意している。

したがって、同原告については、上記ADR和解の内容及び原判決別紙7のとおり
の避難の実情を考慮し、①避難を余儀なくされた慰謝料150万円、②避難生活
の継続による慰謝料776万円（ADR和解による676万円に、その対象期間後
である平成29年6月から平成30年5月までの10か月について月額10万円を
加えた額）、③故郷の喪失による慰謝料600万円、以上合計1526万円（原審と
同額）の慰謝料を認めるのが相当である。

(4) 原告■■■■ (60-3)

原判決別紙8の2(3)の説示のとおり、同原告は、神奈川県綾瀬市に生活の本拠を
有し、避難を余儀なくされたとは認められず、その余の主張を考慮しても法律上保
護される利益の侵害とは評価できず、慰謝料は認められない。

(5) (82-7)

原判決別紙8の2(5)の説示のとおり、同原告は、富山県富山市に生活の本拠を有し、避難を余儀なくされたとは認められず、その余の主張を考慮しても法律上保護される利益の侵害とは評価できず、慰謝料は認められない。

第7 財物損害について

財物損害の請求を棄却した原審の判断を不服とする原告ら、(2)、(37)、(38-1)、(51-1)の財物損害については、当裁判所も、原審同様、別紙4原告基本情報等の第3表の被告主張額の限度で認められ、同第2表のとおり被告が支払った賠償金の限度で弁済されていると判断する。その理由は、次のとおり補足するほかは、原判決第3章第3節の説示のとおりである。なお、被告は、原判決が財物損害の請求をした原告らの請求を一部認容した部分も不服として控訴しているが、その支払義務は認めている。

原告(51-1)は、土地について平成13年11月20日付でと締結した代物弁済契約を平成14年には解除していたと主張し、これと同旨の供述をする(同原告本人尋問29頁)ほか、作成の確認書(甲C51-22)を提出するが、これと異なる登記(甲C51-3)の経過に照らし、信用できない。また、同原告は、土地建物に使用借権を有することを前提に、その再取得価額の賠償がされるべきであるとも主張するが、原判決説示(295頁5ないし16行目)のとおり、住居確保損害の賠償により土地も含めた居住用不動産の使用に係る経済的利益の喪失は填補されるから、これとは別に使用借権についての財物損害は認められない。

第8 結論

1 慰謝料について

前記第6の6の原告らを除く原告らの慰謝料については、個別事情による増額を認めて被告が支払済みの部分を除けば、本件事故時の生活の本拠により、次の金額となり、この金額から、別紙4原告基本情報等の第2表の既払金(下記括弧内は被

告が支払義務を認める賠償額)を控除した残額の支払義務が認められる。

(1) 帰還困難区域 1600万円(賠償額1450万円)

- ① 避難を余儀なくされた慰謝料 150万円
- ② 避難生活の継続による慰謝料 850万円
- ③ 故郷の喪失による慰謝料 600万円

(2) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 1100万円(賠償額850万円)

- ① 避難を余儀なくされた慰謝料 150万円
- ② 避難生活の継続による慰謝料 850万円
- ③ 故郷の変容による慰謝料 100万円

(3) 緊急時避難準備区域 300万円(賠償額180万円)

- ① 避難を余儀なくされた慰謝料 70万円
- ② 避難生活の継続による慰謝料 180万円
- ③ 故郷の変容による慰謝料 50万円

2 財物損害について

財物損害については、被告が支払義務を認める限度で認められ、それ以上の財物損害は認められない。

3 弁護士費用について

弁護士費用は、被告が支払義務を認める賠償額を超える部分の損害額の1割とするのが相当である。

4 控訴に対する判断

(1) 帰還困難区域の原告らについて

帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては、上記慰謝料1600万円から被告が支払義務を認める賠償金1450万円を控除した残額150万円(既払金がこれより少ない場合は、その分を加えた額)と弁護士費用15万円の合計165万円(財物損害の請求をする原告らについては、更に被告が支払義務を認める財物損害を加えた額)及びこれに対する本件事故の日から支払済みまで民法所

定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、原賠法3条1項に基づく損害賠償を求める予備的請求は理由がある。

原判決中、上記原告らの予備的請求を上記限度で認容し（主文2項）、その余の請求を棄却した（主文3項）部分は相当である。同原告らの控訴及び同原告らに対する被告の控訴は、いずれも理由がないから棄却する（主文3項本文）。

(2) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域の原告らについて

居住制限区域又は避難指示解除準備区域に生活の本拠を有していた原告らについては、上記慰謝料1100万円から被告が支払義務を認める賠償金850万円を控除した残額250万円（既払金がこれより少ない場合は、その分を加えた額）と弁護士費用25万円の合計275万円（財物損害の請求をする原告らについては、更に被告が支払義務を認める財物損害の額を加えた額）とこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で、予備的請求は理由がある。

したがって、原判決中、慰謝料150万円と弁護士費用15万円の合計165万円（ただし、慰謝料の既払金が少ない原告らにその分を加え、一部の原告らについて財物損害を加えた額）と遅延損害金について上記原告ら（原判決後の既払金がある後記原告らを除く。）の予備的請求を認容した部分（主文2項）は理由があり、これを不服とする被告の控訴は理由がないから棄却する（主文3項本文）。ただし、亡[]承継人らの遺産分割による訴訟承継及び財物損害に係る訴えの取下げにより、原判決主文2項中、同承継人らに係る部分は、主文3項ただし書及び4項のとおり、一部効力を失い、一部変更された。

原判決中、上記原告らのうち控訴人である原告らのその余の予備的請求を棄却した部分（主文3項）は、当裁判所が認める損害額275万円と原審認容額165万円との差額110万円とこれに対する遅延損害金の請求を棄却した部分は相当でないから、同原告らの控訴に基づき、原判決を変更し、一審認容額のほかに更に同原告らに対する上記支払を被告に命じ（主文1項(1)）、財物損害を含むその余の請求を棄却した部分は相当であるからその余の予備的請求を棄却する（同(2)）。相続により

訴訟を承継した原告らは、相続分に応じて追加認容額を分割し、端数は承継人らの控訴額を勘案して配分する。なお、原告[](61-1)について、原審は、被告が支払義務を認める慰謝料の賠償額850万円から既払金630万円を控除した残額220万円のうち130万円しか認容していないから、この差額90万円も当審において追加認容する。

原判決後に既払金(個別事情による増額分を除く。)が450万円増えた原告ら、[](77-1~5)については、原審認容額865万円に当審追加認容額110万円と既払増加分450万円を加減した525万円と遅延損害金の支払を求める限度で予備的請求を認容し、その余を棄却すべきであるから、被告の控訴に基づき、原判決を変更する(主文2項)。

(3) 緊急時避難準備区域の原告らについて

緊急時避難準備区域に生活の本拠を有していた原告らについては、上記慰謝料300万円から被告が支払義務を認める賠償金180万円を控除した残額120万円(既払金がこれより少ない場合は、その分を加えた額)と弁護士費用12万円の合計132万円とこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で、予備的請求は理由がある。

したがって、原判決中、慰謝料70万円と弁護士費用7万円の合計77万円(ただし、既払金が少ない原告[](6)にはその分を加えた額)と遅延損害金について上記原告らの予備的請求を認容した部分(主文2項)は理由があり、これを不服とする被告の控訴は理由がないから棄却する(主文3項本文)。

原判決中、上記原告らのその余の予備的請求を棄却した部分(主文3項)は、当裁判所が認める損害額132万円と原審認容額77万円との差額55万円とこれに対する遅延損害金の請求を棄却した部分は相当でないから、同原告らの控訴に基づき、原判決を変更し、一審認容額のほかに更に同原告らに対する上記支払を被告に命じ(主文1項(1))、財物損害を含むその余の請求を棄却した部分は相当であるからその余の予備的請求を棄却する(同(2))。

(4) 第6の6の原告らについて

原判決中、原告[](37)及び原告[](47-1)の予備的請求を一部認容した部分(主文2項)は相当であるから、この部分の取消しを求める被告の控訴を棄却する。原告[](20-3)、原告[](37)及び原告[](47-1)の予備的請求を一部棄却した部分(主文3項)並びに原告[](60-3)及び原告[](82-7)の予備的請求を全部棄却した部分(主文3項)も相当であるから、同原告らの控訴も棄却する。(以上主文3項)

(5) 主位的請求についての控訴について

原判決中、原告らの主位的請求を棄却した部分(主文1項)は相当であるから、原告らの控訴のうち、その取消しを求める部分を棄却する(主文3項)。

5 仮執行宣言について

原審裁判所及び当裁判所が被告に支払を命ずる損害賠償は、原賠法3条1項に定める原子力事業者の原子力損害についての賠償義務に基づくものである。原賠法は、被害者の保護を図ることを目的とするものであり(1条)、その観点から、原子力事業者が原子力損害についての無過失の賠償責任を負わせる簡明な損害賠償制度を定め、迅速な被害救済を図っているものと解される。

被告は、原賠審が定めた中間指針に従い、賠償基準を定めて原賠法の趣旨に沿った賠償に努めている。しかし、原賠審の中間指針の法的性質は、あくまで原子力損害の賠償に関する紛争について当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針(原賠法18条2項2号)にとどまるものである。中間指針においても、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要であるとして、被告に対して中間指針で明記されなかった原子力損害も含め、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことが期待されている。

紛争の当事者による自主的な解決が困難で、訴訟による司法的解決が求められたときに、上記の法的性質を踏まえた上で、本件事故により放出された放射性物質による広範囲に及んだ被害について、避難を余儀なくされた住民等の被害者を迅速、

公平かつ適正に救済するため、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した中間指針の趣旨や意義を尊重することが適切な紛争解決に資する側面もあると思われる。しかし、一方で中間指針が個別の紛争解決のすべての基準となるものでないことはその法的性質や趣旨から明らかであるから、中間指針の趣旨を十分考慮しつつも、自主的な紛争解決が困難な場合に用意された憲法上の手続に従ってされる司法判断を可能な限り尊重し、迅速な被害救済を図っていくこともまた、原賠法が原子力事業者の賠償責任を特に定めた趣旨であり、原賠法も、そのことを前提に中間指針の法的性質を位置づけたものと解される。

当裁判所は、被告が、このような司法判断の意義と迅速な被害救済を図る原賠法の趣旨とを十分に踏まえ、本判決を受けて適切に対応することを期待する。

原判決において被告に賠償の支払を命じた部分（本判決により変更された部分を除く。）及び本判決において被告に賠償の支払を命ずる部分に仮執行の宣言を付し、仮執行の免脱宣言を求める被告の申立ては理由がないから却下する。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 小 林 久 起

裁判官 杉 浦 正 典

裁判官 松 川 ま ゆ み

別紙2 原告代理人目録

氏名	住所		事務所
小野寺 利孝	東京都文京区本郷3-43-14	グランドメゾン本郷三丁目602	小野寺協同法律事務所
広田 次男	福島県いわき市平字八幡小路66-9		広田次男法律事務所
清水 洋	東京都千代田区神田佐久間河岸78	第二阿部ビル2階	法律事務所たいとう
米倉 勉	東京都渋谷区桜丘町4-23	渋谷桜丘ビル8階	渋谷共同法律事務所
笹山 尚人	東京都新宿区四谷1-4	四谷駅前ビル	東京法律事務所
高橋 力	東京都台東区東上野3-8-7	矢口ビル5階A室	台東協同法律事務所
吉田 悌一郎	東京都渋谷区桜丘町4-23	渋谷桜丘ビル8階	渋谷共同法律事務所
鳥飼 康二	東京都渋谷区代々木1-42-4		代々木総合法律事務所
晴枝 雄太	東京都新宿区新宿1-11-12	岩下ビル4階	オアシス法律事務所
向川 純平	横浜市中区相生町1-15	第2東商ビル7階	横浜法律事務所
山森 良一	神奈川県藤沢市藤沢551番地1	日進ビル7階	湘南合同法律事務所
渡辺 淑彦	福島県いわき市平字田町120	ラトブ7階	浜通り法律事務所
山川 幸生	東京都荒川区西日暮里5-7-7	コルトンハイツ603	ひぐらし法律事務所
深井 剛志	東京都千代田区有楽町1-6-8	松井ビル6階	旬報法律事務所
河村 洋	東京都中央区銀座4-9-6	陽光銀座三原橋ビル7階	第一法律事務所
柿沼 真利	東京都足立区千住1-24-4	広瀬ビル2階	北千住法律事務所
西島 和	東京都墨田区緑2-21-5-405		西島法律事務所
鳥海 準	東京都品川区東五反田1-13-12	COI五反田ビル5	五反田法律事務所
森 孝博	東京都渋谷区桜丘町4-23	渋谷桜丘ビル8階	渋谷共同法律事務所
高橋 右京	東京都渋谷区桜丘町4-23	渋谷桜丘ビル8階	渋谷共同法律事務所
横山 聡	東京都新宿区水道町4-11		水道町法律事務所
久保木 亮介	東京都渋谷区代々木1-42-4		代々木総合法律事務所
今泉 義竜	東京都新宿区四谷1-2	四谷駅前ビル	東京法律事務所
只野 靖	東京都新宿区新宿1-15-9	さわだビル5階	東京共同法律事務所
木村 壮	東京都新宿区新宿1-15-9	さわだビル5階	東京共同法律事務所
古田 典子	東京都新宿区新宿1-15-9	さわだビル5階	東京共同法律事務所
市野 綾子	東京都新宿区津久戸町4-1	ASKビル5-A	かるこざか法律事務所
坂口 禎彦	東京都新宿区市谷田町2-38-3	シティ市ヶ谷203	新和総合法律事務所
山崎 真一郎	東京都目黒区下目黒1丁目7番5号	バーナードハウス402号	目黒総合法律事務所
阿部 大介	東京都目黒区下目黒1丁目7番5号	バーナードハウス402号	目黒総合法律事務所
鈴木 さとみ	東京都新宿区四谷1丁目20番地	佳作ビル2階	和の森法律事務所
森川 清	東京都豊島区駒込1-43-14	SK90ビル302	森川清法律事務所
森 直美	京都新宿区揚場町2番16号	第二東文堂ビル8階	北の丸法律事務所
平松 真二郎	東京都豊島区西池袋1-17-10	エキニア池袋6階	城北法律事務所

田村 優介	東京都豊島区西池袋1-17-10	エキニア池袋6階	城北法律事務所
藤田 裕	東京都豊島区西池袋2-29-19	KTビル9階	エスト法律事務所
内田 耕司	東京新宿区新宿1-19-7	新花ビル6階	オアシス法律事務所
鈴木 麻子	神奈川県川崎市中原区新丸子東2-895	武蔵小杉ATビル505	武蔵小杉合同法律事務所
星野 文紀	神奈川県川崎市川崎区砂子1-10-2	ソシオ砂子ビル7階	川崎合同法律事務所
高城 昌宏	茨城県水戸市城南1丁目4-7	第5プリンスビル6階	弁護士法人miim
中山 隆弘	神奈川県川崎市麻生区上麻生1-6-1	かわしん新百合丘ビル4階	新百合ヶ丘総合法律事務所
竹中 由重	横浜市中区太田町4-55	横浜馬車道ビル6階	馬車道法律事務所
黒澤 知弘	横浜市中区太田町4-55	横浜馬車道ビル6階	馬車道法律事務所
清水 俊	横浜市中区日本大通17	JPR横浜日本大通ビル8階	横浜合同法律事務所
穂積 学	福島県白河市新白河2丁目43番地2	ハイマウント新白河1-101	穂積法律事務所
穂積 幸子	福島県白河市新白河2丁目43番地2	ハイマウント新白河1-101	穂積法律事務所
北川 浩司	埼玉県越谷市弥生町3番33号	越谷東駅前ビル5階	埼玉東部法律事務所
菅野 哲	福島県いわき市平字白銀町6-7	久企業第2ビル2階A	菅野哲法律事務所
向野 まゆこ	東京都渋谷区代々木1-42-4		代々木総合法律事務所
三浦 佑哉	東京都渋谷区代々木1-42-4		代々木総合法律事務所
船尾 遼	東京都豊島区西池袋1-17-10	エキニア池袋6階	城北法律事務所
野間 啓	東京都新宿区三栄町8	森山ビル東館4階	森山ビル東館4階
坂本 博之	茨城県つくば市二の宮2-7-20-1階		坂本博之法律事務所
丸山 幸司	水戸市大町3-1-24	はばたきビル	水戸翔合同法律事務所
小林 憲生	水戸市大町1-2-27		あおい法律事務所
齋田 求	さいたま市浦和区高砂2-1-20	日建高砂ビル4階	弁護士法人高砂法律事務所
吉廣 慶子	埼玉県三郷市三郷1-13-12	MTビル2階	みさと法律事務所
佐藤 真理	奈良市登大路町36	大和ビル4階	奈良合同法律事務所
吉田 恒俊	奈良市登大路町36	大和ビル4階	奈良合同法律事務所
青島 明生	富山県富山市堀端町1-12		富山中央法律事務所
齋藤 裕	新潟市中央区東中通1番町86-51	新潟東中通ビル5階	さいとうゆたか法律事務所
齊藤 正俊	福島県郡山市麓山1-2-13		弁護士法人けやき法律事務所
渡邊 純	福島県郡山市麓山1-2-13		弁護士法人けやき法律事務所
米村 俊彦	福島県相馬市中村字桜ヶ丘56-1	TKウェルネス桜ヶ丘202	相馬ひまわり基金法律事務所
渡部 容子	仙台市青葉区一番町2-10-24	翠ビル2階	一番町法律事務所
藤岡 拓郎	千葉市中央区中央2-9-8	ジブラルタ生命千葉ビル7階	千葉第一法律事務
小林 大晋	東京都大田区蒲田5-15-8	蒲田月村ビル4階	東京南部法律事務所
中川 亮	東京都新宿区新宿1-15-9	さわだビル5階	東京共同法律事務所
坂田 洋介	東京都北区王子本町1-18-1	北法ビル4階	東京北法律事務所
豊田 誠	東京都渋谷区恵比寿4-4-2	クレスト恵比寿705	豊田誠法律事務所

松村 孝	茨城県つくば市二の宮2-7-20-1階		坂本博之法律事務所
鳥生 忠佑	東京都北区王子本町1-18-1	北法ビル4階	東京北法律事務所
金井 知明	東京都北区王子本町1-18-1	北法ビル4階	東京北法律事務所
長谷川 弥生	東京都北区王子本町1-18-1	北法ビル4階	東京北法律事務所
上柳 敏郎	東京都千代田区神田神保町2-3-1	岩波書店アネックス7階	東京駿河台法律事務所
海部 幸造	東京都大田区蒲田5-15-8	蒲田月村ビル4階	東京南部法律事務所
佐藤 誠一	東京都大田区蒲田5-15-8	蒲田月村ビル4階	東京南部法律事務所
杉山 茂雅	宮城県仙台市青葉区大町2-5-10	御譜代町ビル203	杉山法律事務所
緒方 蘭	東京都港区赤坂2-2-21		東京合同法律事務所
竹村 和也	東京都大田区蒲田5-15-8	蒲田月村ビル4階	東京南部法律事務所
野口 景子	東京都豊島区西池袋1-17-10	エキニア池袋6階	城北法律事務所
小島 寛司	愛知県名古屋市中村区椿町15-19	学校法人秋田学園名駅ビル2階	弁護士法人名古屋E&J法律事務所
榎本 吾郎	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町4808	トヨダビル2階	横浜みなみ法律事務所
高橋 芳代子	宮城県仙台市青葉区大町2-5-10	御譜代町ビル203	杉山法律事務所
宮里 民平	東京都千代田区有楽町1-6-8	松井ビル6階	旬報法律事務所
鈴木 堯博	東京都千代田区神田司町2-5	カツハタビル4階	東京あさひ法律事務所
松岡 肇	東京都新宿区市谷田町2-38-3	シティ市ヶ谷203号	新和総合法律事務所
武田浩一	埼玉県さいたま市浦和区高砂2-2-17	浦和県庁通りビル6階B室	モッキンバード法律事務所
長谷川悠美	東京都新宿区四谷1-4	四谷駅前ビル	東京法律事務所
宮腰直子	千葉県船橋市本町7丁目9番6号	ルピナス船橋102号	ふなばし法律事務所
若生直樹	埼玉県越谷市南越谷4-9-6	新越谷プラザビル203	弁護士法人江原総合法律事務所
玉木宏和	愛知県名古屋市中川区宮脇町2-82		名古屋西武法律事務所
柿崎弘行	東京都千代田区内幸町1-1-7	NBF日比谷ビル19階	棚瀬法律事務所
大久保修一	東京都千代田区有楽町1-6-8	松井ビル6階	旬報法律事務所
菊間龍一	東京都豊島区南大塚3丁目36番7号	T&Tビル4階	弁護士法人ハートナース法律事務所
塚本和也	東京都墨田区江東橋3-9-7	国宝ビル6階	東京東部法律事務所
山田大輔	東京都中央区銀座4-9-6	陽光銀座三原橋ビル7階	第一法律事務所
佐藤美由紀	横浜市中区本町1丁目4番地	プライムメゾン横浜日本大通3階	法律事務所インテグリティ
尾家 康介	東京都豊島区東池袋1-34-5	池袋SIAビル2階	東京パブリック法律事務所
宮田学	鎌倉市岡本2丁目12番6号	小山ビル3階	宮田法律事務所
水谷陽子	東京都渋谷区代々木1-42-4		代々木総合法律事務所
大木裕生	福島県いわき市平字八幡小路66番地9		広田次男法律事務所
岸朋弘	東京都新宿区四谷1丁目2番地	四谷駅前ビル	東京法律事務所
川口智也	東京都新宿区四谷1丁目3番地	四谷駅前ビル	東京法律事務所
久保木太一	東京都豊島区西池袋1-17-10	エキニアビル池袋6階	城北法律事務所
下里大介	東京都練馬区豊玉北6-14-1	川上ハイツ1階	練馬・市民と子ども法律事務所

谷合周三	東京都千代田区麹町4-5 KSビル2階		谷合周三法律事務所
木南貴幸	茨城県水戸市大町3-1-24	はばたきビル	水戸翔合同法律事務所
大木一俊	栃木県宇都宮市一条4-5-11		大木一俊法律事務所
野崎嵩史	栃木県さくら市鷺宿1892-1		喜連川法律事務所
浅木一希	栃木県宇都宮市小幡2-2-11	第2有貴ビル201	針谷・浅木法律事務所
服部有	栃木県宇都宮市小幡2-7-8		須藤博法律事務所
佐竹俊之	東京都立川市曙町2-31-15	日住金立川ビル4階	西東京共同法律事務所
伊藤一星	栃木県宇都宮市築瀬町2516-28		宇都宮東法律事務所
関口久美子	栃木県宇都宮市築瀬町2516-28		宇都宮東法律事務所
長瀬佑志	茨城県牛久市中央5-20-11	ヨシダビル501	長瀬総合法律事務所
大川隆司	横浜市中区尾上町1-4-1	関内STビル10階	大川隆司法律事務所
野本夏生	埼玉県川口市幸町3-12-3	トレバント702	川口幸町法律事務所
菊地修	仙台市青葉区一番町2-10-24	翠ビル2階	一番町法律事務所
小野寺宏一	仙台市青葉区一番町1-6-22-1202		弁護士法人青葉法律事務所
北見淑之	仙台市青葉区一番町2-10-24	翠ビル2階	一番町法律事務所
長沼拓	仙台市青葉区一番町2-10-24	翠ビル2階	一番町法律事務所
鈴木優	仙台市青葉区一番町2-10-24	翠ビル2階	一番町法律事務所
小関眞	仙台市青葉区國分町1-3-20		仙台中央法律事務所
宇部雄介	仙台市青葉区國分町1-3-20		仙台中央法律事務所
染谷昌孝	仙台市青葉区國分町1-3-20		仙台中央法律事務所
都築直哉	仙台市青葉区中央1-3-1	アエル 11階	弁護士法人平松剛法律事務所
須藤大輔	仙台市青葉区大町2丁目5番10号	御譜代町ビル203号	杉山法律事務所
斎藤信一	仙台市青葉区大町1-3-2	仙台MIDビル6F	齋藤信一法律事務所
佐藤靖祥	仙台市青葉区一番町1-17-24	高裁前ビル3階	さとう法律事務所
市川守弘	札幌市中央区大通西13丁目4番地104	北晴大通ビル7F 702	弁護士法人市川守弘法律事務所
佐々木 学	東京都新宿区新宿1丁目26番1号	長田屋ビル5階	TOKYO大樹法律事務所
島 昭宏	東京都中央区築地3-9-10	築地ビル3階	アーライツ法律事務所
日向野濯	栃木県宇都宮市西原1丁目5番18号	村田ビル2階	とちぎ市民法律事務所
平井 康太	東京都新宿区四谷1丁目3番地	四谷駅前ビル	東京法律事務所
高橋 寛	東京都千代田区有楽町1-6-8	松井ビル6階	旬報法律事務所

別紙4「原告基本情報等」

別紙4「原告基本情報等」は、別冊のとおり。



別紙5 原判決補正一覧

注: 頁行は、補正箇所の冒頭を示し、補正前後の内容は、付加削除等の補正方法も示す。			
頁	行	補正前	補正後
13	14	甲A 5・9 頁	甲A 2本文編・9 頁
16	2	2号機C系及びD系並びに4号機D系はタービン建屋（T／B）の地上1階に設置されていた。	2号機C系及びD系並びに4号機C系及びD系はタービン建屋（T／B）の地上1階、3号機C系及びD系並びに5号機C系及びD系はタービン建屋（T／B）の地下1階に設置されていた。
16	10	4号機	5号機
17	5	2号機及び3号機の原子炉隔離時冷却系（RCIC）や1号機から6号機の高圧注水系（HPCI）	2号機から6号機の原子炉隔離時冷却系（RCIC）や1号機から5号機の高圧注水系（HPCI）
17	7	原子炉隔離時冷却系（RCIC）の起動や制御には、直流電源が必要である。	原子炉隔離時冷却系（RCIC）や高圧注水系（HPCI）の起動・制御には、直流電源が必要である。
18	12	甲A 5・20 頁～21 頁	甲A 5・46 頁以下
20	4	本件津波によって、タービン建屋（T／B）及びコントロール建屋（C／B）の地下1階に設置されていた1号機、2号機及び4号機の直流主母線盤は浸水したが、中地下階に設置されていた3号機の直流主母線盤並びに5号機及び6号機の直流主母線盤は浸水しなかった。	本件津波によって、コントロール建屋（C／B）の地下1階に設置されていた1号機、2号機及び4号機の直流主母線盤は浸水したが、タービン建屋（T／B）の中地下階に設置されていた3号機、5号機及び6号機の直流主母線盤は浸水しなかった。
20	9	3号機の直流電源は、平成23年3月13日午前2時42分に枯渇し、3号機においても、全電源が喪失する状態となった。（甲A 2本文編・91 頁，甲A 358）	3号機の直流電源は、平成23年3月13日午前3時35分頃までには枯渇し、3号機においても、全電源が喪失する状態となった。（甲A 2本文編・91，170～175 頁，甲A 358）
20	15	2号機	3号機
25	5	1号機ないし3号機	1号機ないし4号機
28	1	同条の規定により損害を賠償する責めに任じない。	同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。
28	2	5条	5条1項
28	2	前三条	第三条
30	20	機器冷却用海水施設	機器冷却用海水設備
33	4	2)対象津波の設定	「2. 3. 1 対象津波の設定」
43	1	以下のような対策工事に着手していれば、本件事故は十分に回避可能であった。	以下のような対策工事や、佐藤暁作成の意見書（甲A 788）にいう安全停止系（原子炉の冷却機能を維持するための系統）保護のための水密化（工期見込み・半年）、安全停止系が設置された建屋の水密化（工期見込み・1年）などの対策工事に着手していれば、本件事故は十分に回避可能であった。
43	2	文末に付加	本件事故当時被告の原子力設備管理部部長代理の職にあった上津原勉も、被告の役員に対する刑事事件（東京地方裁判所平成28年刑(わ)第374号）において、建屋や重要機器のための水密化の措置により本件事故を防ぐことができた可能性を認めている（甲A 802～807）。
58	8	過去の地震発生状況	過去の地震津波の発生状況
69	13	北アメリカプレート	陸側のプレート
84	16	対策が採られる	対策が採られること
98	12	澤井裕紀	澤井祐紀
98	18	古地震痕跡調査	古津波痕跡調査
98	21	平成20 年年	平成20 年
99	6	東北地方太平洋沿岸域における地質調査、	削除

別紙5 原判決補正一覧

注: 頁行は、補正箇所の冒頭を示し、補正前後の内容は、付加削除等の補正方法も示す。			
頁	行	補正前	補正後
101	17	0.P. 8. 7m～9. 1m	0.P. + 8. 7m～9. 2m
107	13	津波の再来周期が約800年から1000年と推定された	津波の再来周期が約800年から1100年と推定された
129	17	故郷喪失。変容慰謝料	故郷喪失・変容慰謝料
133	21	昭和23年に	昭和23年福井地震を考慮して
134	17	早期かつ確実に	早期かつ確実に評価を完了できるよう、
141	1	施設の供用機関に	施設の供用期間中に
152	19	原子力事業の健全な発展	原子力事業の健全な発達
153	3	原子力事業の健全な発展	原子力事業の健全な発達
153	19	原子力事業の健全な発展	原子力事業の健全な発達
159	23	最大水位上昇値	最大水位上昇量
159	24	遡望平均干潮位	朔望平均干潮位
163	13	不確実性	不確定性
168	10	三陸沖のみ	三陸沖にのみ
168	18	甲417	甲A417
168	20	規模の信頼度A	規模の評価の信頼度A
169	16	統計的に	系統的に
169	16	一定地点で将来の一定期間に一定の津波高を超過する確率	特定地点で将来の特定期間に特定の津波高を超過する確率
170	19	確率論的ハザード評価	確率論的津波ハザード評価
179	12	無限時間	長時間
181	16	潜在的な最大マグニチュード	潜在的な最大マグニチュードは
188	25	188頁25行目ないし189頁5行目の全文を改める。	この「資料2 福島第一発電所日本海溝寄りの想定津波の検討Rev.1」(甲A340)によれば、最大津波高さは、敷地南側(0.P. + 10m)で0.P. + 15. 707m(浸水深5. 707m)、敷地北側(0.P. + 13m)で0.P. + 13. 695m(一部浸水)、1号機から4号機の取水ポンプ位置(0.P. + 4m)で0.P. + 8. 310～9. 244m(浸水深4. 310～5. 244m)、4号機の原子炉建屋(R/B)中央付近で0.P. + 12. 604m(浸水深2. 604m)、4号機のタービン建屋(T/B)中央付近で0.P. + 12. 026m(浸水深2. 026m)などとされており(7, 9, 15頁)、同試算において、想定津波は、1号機から4号機の敷地の南側のみから遡上し、1号機から4号機の敷地の東側からは遡上しないとされていた。
196	16	0.P+7. 2	0.P+7. 2m
199	11	甲A4・31頁	甲A2本文編・79頁～80頁、甲A4・31頁
201	19	吸気ルーバ	給気ルーバ
205	23	吸気ルーバ	給気ルーバ
208	1	甲A1・43頁	甲A1・148頁、甲A2・177頁
222	13	大量の	大量に
222	14	苛酷事故	過酷事故
222	20	苛酷事故	過酷事故
232	24	減速	原則
265	17	当該紛争当事者	当該紛争の当事者
275	17	平成23年5月	平成23年8月5日
277	9	住宅係数	建物計数
278	7	選択する	選択できる
281	7	次の(ア)又は(イ)の算定方法	次の算定方法
282	4	3万8000円/㎡	4万1000円/㎡

別紙5 原判決補正一覧

注: 頁行は、補正箇所の冒頭を示し、補正前後の内容は、付加削除等の補正方法も示す。			
頁	行	補正前	補正後
285	22	文末に付加	更に令和元年7月31日時点までの賠償金の既払金は、別紙4原告基本情報等の第2表のとおりとなっている。
286	2	同項に基づく損害賠償請求権の法的性質は不法行為に基づくものと異ならない	同項に基づく損害賠償請求権は、賠償の範囲及び金額について不法行為に基づくものと等価であると考えられる
288	24	交換価値	交換価格
289	5	居住用建物につき固定資産評価額に一定の補正係数を乗じて計算する定額評価	居住用建物につき固定資産評価額に一定の補正係数を乗じて計算した金額と本件事故発生時点の平均新築単価（経年による価値の減少を考慮したもの）に床面積を乗じて計算した金額のいずれか高い方とする定額評価
291	21	差額	差額（移住を余儀なくされた区域以外の地域に居住していたが、移住をすることが合理的である場合は、その75%）
291	22	新築想定価格	想定新築価格
291	24	（移住を余儀なくされた区域以外の地域に居住していたが、移住をすることが合理的である者については、当該額の75%）	削除
297	11	交換価値	交換価格
297	16	交換価値	交換価格
298	6	交換価値	交換価格
370	19	甲51-3	甲C51-3
別冊2・別紙7（注: 頁数は「枝番を除く原告番号一頁」で示し、行数は枠外の見出しを除く。）			
1-4	18	結いの家	結いの里
6-2	23	プレコンバッグ	フレコンバッグ
10-5	23	解会社	会社
14-4	23	腰部脊椎管狭窄症	腰部脊柱管狭窄症
18-5	8	1週間物	1週間の
29-1	3	檜葉町	大熊町
33-4	1	生活して	生活していた
45-1	5	字43-1	字町43-1
62-5	8	保障	補償
66-4	12	帰宅	帰還
66-5	7	帰宅	帰還
73-1	4	平成13年2月22日生	平成12年2月22日生
74-2	6	雪が積もるような	雪が積もるようなことが
79-4	3	檜葉南学校	檜葉南小学校

これは正本である。

令和2年3月12日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 加 福 一



